

平成18年 第1回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成18年3月24日(木曜日)

議事日程(第7号)

平成18年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第2号 挾間町土地開発公社及び庄内町土地開発公社の清算終了を説明する書類の提出について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第7 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第8 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第9 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第10 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第11 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第12 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第13 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第14 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について

- 日程第22 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第35 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第40 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第41 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第42 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第43 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第45 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第46 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第47 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第48 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第49 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」
- 日程第50 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第51 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第52 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」

- 日程第53 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第54 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第55 議案第59号 平成18年度由布市一般会計について
- 日程第56 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第57 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第58 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第59 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第60 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第61 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第62 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第63 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第64 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について

追加日程

- 日程第65 発議第1号 大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小、廃止を求める意見書
- 日程第66 発議第2号 道路整備の財源確保に関する意見書
- 日程第67 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第68 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第2号 挾間町土地開発公社及び庄内町土地開発公社の清算終了を説明する書類の提出について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

- 日程第7 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第8 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第9 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第10 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第11 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第12 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第13 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第14 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第35 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について

- 日程第37 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第40 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第41 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第42 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第43 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第45 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第46 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第47 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第48 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第49 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」
- 日程第50 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第51 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第52 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」
- 日程第53 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第54 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第55 議案第59号 平成18年度由布市一般会計について
- 日程第56 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第57 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第58 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第59 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第60 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第61 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第62 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第63 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第64 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について
- 追加日程
- 日程第65 発議第1号 大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小、廃止を求める意見

書

日程第66 発議第2号 道路整備の財源確保に関する意見書

日程第67 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第68 議員派遣の件について

出席議員（26名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	三ヶ尻隼人君
総務課長	篠田 安則君	防災危機管理室長	柚野 邦裕君

総合政策課長	野上 安一君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	収納課長	田中 萬藏君
市民課長	佐藤 利幸君	人権・同和対策課長	岩尾 豊文君
産業建設部長	後藤 巧君	契約管理課長	高田 英二君
農政課長	平野 直人君	建設課長	生野 利雄君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	小松寮長	佐藤 吉人君
寿楽苑長	菅 正憲君	健康増進課長	大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
挾間振興局長	二ノ宮健治君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	会計課長	飯倉 敏雄君
農業委員会事務局長	立川 忠実君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
挾間公民館長	江藤恵美子君	湯布院公民館長	佐藤 和利君
体育振興課長	佐藤 省一君	消防長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日となりました。議員各位には、連日の御審議並びに現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日も審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は26人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、助役、教育長、各部課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

・ ・

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託しました請願・陳情14件並びに、平成17年第1回市議会定例会において継続審議となっておりました請願受理番号5号庄内町の地元産の食材を利用した自校方式給食と挾間町、湯布院町のセンター方式給食から地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする請願書について、各常任委員長及び日出生台演習場対策特別委員会委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） おはようございます。報告をいたします。

去る3月8日、本会議におきまして総務常任委員会に付託されました請願2件と陳情2件について、審査の経過と結果を報告いたします。

請願受理番号3、件名、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用することを求める請願書。

委員会の意見ですが、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用との請願であります。が、目的税であります入湯税について趣旨は十分理解できます。

審議の結果、請願書文中「入湯税としての収入額は湯布院町に還元し」とあるが、湯布院町に限定することは困難であるため、この部分を除くことで全員一致、趣旨採択と決定いたしました。

次に、請願受理番号6、件名、自主防犯パトロール隊活動に対する助成金交付のお願い。

委員会の意見ですが、非常災害時にアマチュア無線を活用して、救護活動ほか多くの支援活動を行う団体であり、また新たに移動無線車を活用しての子供の安心・安全を守るため、市内全域のパトロールを実施するなど、その活動維持費の助成であり、詳細な明細書も提出されております。

全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情受理番号2、件名、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出に関する陳情。

委員会の意見ですが、由布市において行財政改革を推し進める中で、意見書の提出に関する陳情は、市の方向性に逆行するものであり、全員一致で不採択と決定しました。

次に、陳情受理番号4、件名、05年人事院勧告が民間賃金や地域経済に影響を与えないよう措置を求めてください。

委員会の意見ですが、由布市の行革とあわせ、今回職員の給与に関する条例の一部改正も提案されている中で整合性が見えず、全員一致で不採択と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました請願2件、陳情2件の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会にかけられました請願、陳情の審査の結果を報告いたします。

審査日時は3月22日、出席は委員全員、場所は湯布院庁舎にて行いました。

本委員会に付託の請願2件、陳情2件、継続審査請願1件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

まず、請願受理番号4、件名、教育基本法の理念を生かし、実効性ある教育改革を求める請願

についてですが、この請願に対する委員会の意見を述べます。

青少年が健全に育ち他人を思いやる気持ちと道徳心、正義と責任を重んじ、伝統文化を尊重する精神の醸成は、教育にとって不可欠な部分です。その意味で、教育基本法の教育は人格の完成を目指して行われるという目的に賛成します。しかし、世界諸国との学力比較において、我が国が相対的にレベルダウンしていることは事実です。あわせて子供たちの心の荒廃、青少年犯罪、家庭の崩壊など、深刻な状況は改善されているとは言えません。そこに教育を根本から見直し、改革を行う意義を認める要因があると考えます。中教審の答申内容は、新しい時代にふさわしい教育基本法の、文言訂正をお願いいたします。「改定」ではなく「改正」、改正です。現代社会の抱える荒廃現象に対し、教育の観点から国を愛する心を育もうというものです。これは祖国愛であり、家族や郷土に対する愛や誇りから発するものです。地域に開かれ、子供たちの生きる力や細やかな教育を阻害するものではなく、今日的課題に即応するものと判断いたします。

よって、本請願は採択とすべきものと決しました。

次に、請願受理番号5、件名、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願。

本委員会の意見を述べます。定数算定単位を都道府県から市町村に改め、市町村の裁量を拡大する加配定数の改善は、十分な教員の確保を可能にします。しかし、その反面で人件費の増大を伴います。そして、国家規模での財政難が横たわっています。教員をふやし少人数指導、軽度発達障害児童の対応、総合学習コーディネーター、養護、栄養、司書等の充実による教育の充実は望ましいところですが、まず第1に教育の資質、能力の向上を図る研修などの実施が優先課題です。公務員制度改革による総人件費の抑制、それを踏まえた地方公務員の削減努力の要請など、行政改革は待たなしの状況です。教育は国の責任において受けさせるのは当然です。その観点から、義務教育費国庫負担制は堅持すべきと考えます。しかし、国庫負担を2分の1に復元するという点については、国の財政健全化政策、地方六団体が三位一体の改革の中で賛意を示していること。また、昨年12月16日の文科省発表によると、第8次定数改善計画は、文部科学大臣及び財務大臣の協議によって、平成18年度の実施を凍結しております。こうした状況下で本請願趣旨の現実性、実現性は乏しく、むしろ国及び県からの、ここも文言訂正をお願いします。「財源」ではございません。「税源」でございます。税源移譲を要望していく方策を講じていくべきであると考えます。

よって、本請願は不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情受理番号1、件名、大分郡ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書について、委員会の意見を述べます。

本陳情は、大分郡ゴルフ協会、総会が終了していませば由布市ゴルフ協会になっておりますが、

への補助増額により、ゴルフを通じて市民の親睦や交流を図り、2 順目国体の協力体制強化に取り組むためです。趣旨は理解できます。しかし、由布市から直接各協会への補助ではなく、由布市体育協会へまとめて補助金を交付するものであり、ゴルフ協会は体協内での他の協会との協議を通して補助金の増額を主張すべき状況にあると考えます。願意に対する妥当性から、議会の権限に属しないと判断します。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決しました。

続きまして、陳情受理番号5、件名、教育基本法の見直し、改正を行わないように国への意見書を提出をお願いする陳情書。

本委員会においての意見を述べます。子供たち一人一人が大切にされ、青少年にかかわる痛ましく悲しい事件がなくなることを願うのは、だれしも同じと考えます。教育基本法の改正は、さきの請願4号での審議過程でも明示していますように、我が国の今日的課題に即応するものと判断をします。

よって、本陳情は不採択とすべきものとします。

次に、継続審査に関する請願の審査結果です。請願受理番号5、これは平成17年第1回定例会に提出されました請願でございます。件名、庄内町の地元産の食材を利用した自校法式給食と挾間町、湯布院町へのセンター方式給食から、地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする陳情書について、本委員会の意見を述べます。

本委員会における一般会計予算10款5項1目学校教育費の審議に際し、給食センター建設策定委員会の設立を認めております。

よって、本請願は不採択とすべきものとします。ただし、地産地消を給食を通して促進する協議会も同時に設立していることを申し添えておきます。

以上で、本委員会の陳情、請願の審査結果報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の請願、陳情の審査結果の報告を行います。

本委員会に付託された請願2件、陳情1件を審査の結果、下記の通り決定したので、会議規則第136条第1項の規定により御報告いたします。

審査状況でございますが、日程、3月の9日、17日の2日間、審議者、全委員でございます。

現地調査でございますが、 、仏光寺下のJR久大線踏切拡幅について、 、市道前徳野岳本線の改修について、以上2件について現地調査を行い確認をいたしました。

委員会でございますが、旧保健センター、3階会議室、湯布院庁舎議員控え室でございます。担当課は建設課、契約管理室でございます。

では、審査結果を報告をいたします。受理番号7、受理年月日、平成18年2月22日、件名、仏光寺下のJR久大線踏切拡幅について。

現地において、各自治委員その他、関係者より詳細な説明を受けました。この市道は、地域住民の生活に密着した幹線道路であり、小中学生の登下校に極めて重要な通学路であります。また、2年後に開催される国体会場への沿線道路でもあります。しかしながら、この道路に付随する踏切は大変狭く、非常に混雑をきわめ、かつ見通しが悪く、車両の往来や小中学生の通学に危険性が高い状況下にあります。地域住民と将来を担う小中学生の安全を確保するために、早急な対策が必要と思われるので、JRと早急な協議を行うよう、意見を付して採択といたしました。

請願、受理番号8、受理年月日、平成18年3月13日、市道前徳野岳本線の改修について。

この市道（通称、湯の坪街道）は、NHKテレビの連続ドラマ小説「風のハルカ」の影響もあり、近年、特にJR利用者により町内を散策する観光客が多く見受けられ、特に本道路は町の中心部から金鱗湖周辺の観光地域を結ぶ市道で、また地域住民の生活道路、通勤者や小中学生の通学路としても重要な役割を果たしており、連休日はもとより、普段でも非常に通行量が多く、交通制限等も大変困難をきわめることが明らかであります。当自治区の説明によると、大規模な改修工事を望まれており、なおかつ舗装工事は雨水の浸透型を希望されている旨の説明を受けましたが、現地を確認する中で、現在の財政状況では大変困難であり、段差解消のためオーバレイ等の応急な処置が望ましいとの意見が出されました。当委員会の意見として、今後、市道については行政が自主的に行うのが妥当であり、今後は要望書での提出が適切との判断に決しました。

審議の結果、上記の意見を付して応急型の整備にて採択といたします。

次に陳情でございますが、受理番号6、受理年月日18年3月7日、件名、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会（仮称）を設置し、財政再建、住民サービス向上に実行ある入札改革を求める陳情。

委員会の意見でございますが、この要望は入札による公平・公正な発注の入札が行われ、質の高いサービスが住民に提供される由布市の契約における制度改革、業務改革であります。当委員会として慎重なる審議を行いました。この案件については、当委員会の判断だけではなく、幅広い分野での審議、協議することが妥当であり、担当課である契約管理課においても調査、研究が必要と思われます。

審議の結果、全会一致にて継続審議といたします。

以上で、報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 請願の審査報告を行います。

3月4日、本委員会に付託された請願2件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則

第136条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号1番、排水路整備に関する請願書。

3月10日午後1時30分、庄内振興局の案内で現地確認を行い、またそのまま2階庁舎の会議室で審査を行いました。現地調査では、当委員会は担当の農政課の職員とともに、地権者の一人である三重野博美氏から、大雨のときの排水状況について説明を受けた。崩落部分を早急に修復することはもちろん、円滑な通水を確保するため、水路の湾曲、用水としての取水口、鉄道や市道、国道をくぐる暗渠などがあるため、水路管理者だけに一任することはできない状況が確認できた。関係者との調整に、市役所農政課が指導的役割を發揮して、周辺住民が安心して生活できるようにすることは当然と思われる。さらに、新しく計画している道路の排水、農面道路ですが、それに流入する排水を一括して別の放流先にするよう、道路の建設に注意を喚起したい。

審査の結果は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

請願2号、用水路及び護岸の改良に関する請願。

同じく3月10日、庄内振興局の案内で現地を確認し、庄内の庁舎の2階で審査を行いました。委員会は、担当の農政課の職員とともに、自治委員の佐藤健一郎氏から、大雨のときの排水状況について説明を受けた。請願の箇所の上流並びに下流は改良できていることから、その箇所を残したことは疑問。膨大な工事費が想定されるので、何らかの補助対象事業に乗らないか検討し、これ以上の被害を拡大させないために対策を講じることということで、審査結果は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日出生台演習場対策特別委員会委員長、吉村幸治君。

日出生台演習場対策特別委員長（吉村 幸治君） 日出生台演習場対策特別委員会でございます。陳情の審査報告をいたします。本委員会に付託の陳情を審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則により報告をいたします。

陳情、受理番号3、受理年月日、平成18年2月22日。件名、日出生台での米海兵隊の実弾砲撃訓練に関する陳情書。

審査状況ですけれども、3月の17日に行いました。場所は湯布院庁舎の会議室でございます。委員全員の出席の中で審議をいたしました。なお、陳情者の一人でございます浦田龍次氏を参考人ということで招聘いたしました。

審査の結果でございますが、当日、浦田龍次氏より陳情の趣旨説明をしていただきました。特に、日出生台での米軍訓練は、日出生台演習場の米軍使用に関する協定を遵守してほしい。また、訓練に関する情報の迅速かつ詳細な公表を徹底してほしい。また、日出生台での米海兵隊実弾砲撃訓練は縮小、廃止してほしい。こうした趣旨内容でございましたが、これは4者協においても

強く求めていることでもございます。

審査の結果、趣旨が十分理解できますので、全会一致で採択と決定いたしました。ということで、審査結果は採択でございます。

以上、報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号1号、排水路整備に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論省略し、これより請願受理番号1号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号1号、排水路整備に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号2号、用水路及び護岸の改良工事に関する請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号2号、用水路及び護岸の改良工事に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号3号、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用することを求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。委員長にお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほどの委員会報告の中で一番今度、請願者としては一番主な部分であろうと思います、この湯布院地区というものを削除といいますか、除くということになれば、本来の請願の趣旨から外れるんじゃないかと思うんですが、その点についていかがなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） ただいまの質問ですけれども、その点、委員会においても十

分検討いたしました。委員会の審議の過程で、これをどうするかという、取り下げをやるのか、そういったとこまで突っ込んだ意見も出ましたが、この目的税であります入湯税については、十分趣旨もわかります。これを削除するとか削るとかということじゃなくて、この字句を一応除くといえますか、そういうことで御理解をいただきたい。

それから、非常に市においても大変厳しい中ですし、行革も進めなきゃならない。大変厳しい中ですから、由布市は一つということで、一般財源化をひとつ御理解をお願いしたいというような意見も出ましたんで、趣旨採択といたしました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 再度質問をします。

この請願者の了解は当然受けてるものと思うんですけども、まず請願を出したときに議長が受け付けて、それから各常任委員会の方に付託されるわけですけども、一番肝心の湯布院地区に還元してほしいというものを削除するということになれば、請願者の気持ちが伝わったのかどうか。その辺は請願者の確認を取れてるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それと、この入湯税自体の目的税というのは、地方税法の中では、やはりそういうものに使うというふうに使途が決められと思うんです。それをあえて、またこういうふうに出す、請願が必要なのかなと思います。

だから、当初の一番かがみであります湯布院地区にというものを削れば、請願自体が意味をなさないんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の委員長なり委員会での協議といえますか、御判断はどうであったのかお聞きしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 大変その問題は難しい問題ですけども、一応、紹介議員2名おられましたけれども、重々そのお話をして了解をとりまして、私どもは委員会としては、この件については紹介議員の理解がとれたと。また、出された方にも了解がとられた、理解が得られたと、そのように考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 先ほどの建設水道常任委員会の委員長の報告もありましたように、市道の場合は市が管理するのが当然じゃないかと。この入湯税も、もともと入湯税自体をつくる、目的税としては、そういうものに使うんだということで目的税を課してると思うんです。それなのに、まだこういうことを出すというのが、本来、請願じゃなくて、やはり要望という形の方がよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺の今後のこういう問題についての総務委

員会の方では協議をなさったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） これは何回言っても最後まで結論が出らんとおもいますが、委員会としては、今まで申し上げたとおりです。そういうことで理解を賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号3号を採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立21名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号3号、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用することを求める請願書は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号4号、教育基本法の理念を生かし実効性ある教育改革を求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤郁夫です。受理番号4号につきまして、質疑を委員長に申します。

一つは、請願者の意見また紹介議員の意見や請願に対する内容等を聞く場、時間を設ける配慮が必要だったのでは。2点目、平成16年3月に挾間町議会、庄内町議会で同趣旨の請願が採択されている町議会の決定を、市議会では継承できないのか。3点目、教育基本法第10条2に、教育行政は云々ありまして、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備、確立目標として行われなければならないとあり、まず現行の教育基本法をきちっと生かしていくことが大切と考えるか、この点について。4点目、国を愛する心はだれでも持っているものである。国を愛せよと押しつけられるものではないと思うが、以上、4点について質問申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、請願者及び紹介議員の佐藤議員の話を受けるべきでないのかということでございましたが、具体的なことから申し上げますと、今回の審査日程におきまして、文教厚生の方の付託をごらんになっていただければわかるとおり、本当に数が多く、具体的にこの請願の審査に入るまで、議

案等の審査が立て込んでおりました。そういう意味でも、申し訳ないとは思いますが、請願者並びに佐藤議員に対する意見の聴取というものができませんでした。しかし、我々委員会においては真摯にこの問題については検討いたし、結論をこういうふうに出しました。

また2点目、庄内町の決定があったが、それを継承できないか。なぜできないのかということですが、合併で由布市という大きな自治体になりました。したがって、由布市としての方向性をこの委員会でも打ち出さねばならないということで、真摯に協議いたして、そしてこういう結果を出した次第でございます。

また、教育基本法についての理解をどうとるのかということですが、この委員会の意見の中に入れておりますように、まさに教育というものは人格の完成を目指しておるといふ目的には賛成しております。おりますけれども、現実を見た際の荒廃状況に対する対応としての新しい視点から見た教育基本法が必要ではないかという委員会の総意を得たところでございます。

また4点目、国を愛するという事は、押しつけなくてもできることだと申されますが、先だつてのワールドベースボールクラシックでも、彼らが日の丸を背負って、そして国を代表して出ることによって、あれほどの力を発揮できる。そして、日本という国が今や野球においては世界一と言われるまでの活躍をした、その背景には、やはり祖国のために、そして日本のために、日本を代表している自分だという意識があってこそその120%の力が出せたんじゃないでしょうか。

そういう意味で、そこには祖国愛、国を愛するという力が作用していると私は考えます。また、委員の皆様ともそういう話はしました。ここの部分に強制ではない部分の国を愛するという要素が働いていることは、これは私、否定いたしません。

したがって、佐藤議員の質問にございます押しつけという形ではなく、醸成、自然に出てくる国を愛する意識、これをうまく持っていく、うまく醸成していくというの、また教育の一機能であるというふうに認識して、こういう結果を出し、また我が委員会においての共通認識を形成したところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 再質問をいたします。

当然、ほかの先ほど各常任委員長さんのお話を聞いて、請願者を呼んだりいろいろして、きちっとやはり審議をしてみると、そういうことがあれば、やっぱり審議内容をいろいろ事情があるにせよ、請願者の趣旨というのをきちっと各委員会きちっとして、公平性をもって聞くべきであろうと思いますし、私も紹介議員として、ぽっとこういう形で出されても、いかなものかと随分

思ってますし、ここはやはりきちっとした審議を住民に説明すべき、私の立場でございますから、その点だけはきちっと対応していただきたいと思っておりますし、先ほど申されました挾間町議会、庄内町議会で合併前と、当然、今合併されて合併協議も含めて、それぞれ持ち込んだ部分でございますし、これは住民の願いでありますから、その点も私はおかしいと思っておりますし、その点、2点だけでも答えていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 請願者並びに紹介議員の意見聴取ということでございますけれども、これに関しましては、本当にこの請願書の文面を通して十分に理解できることであると認識しております。お二方、議員と請願者においでいただいて、また新たに聞くという段階をどうして踏まなかったのか。これは、先ほど申し上げましたように、日程等の混雑でそれができなかったというところを、ひとつ御理解願いたいと思っております。

そして、かつての3町が由布市になって2町がこういう採択をしている、その継承ということでございますけれども、これはまた繰り返しになりますが、由布市としての新たな決断をしなければいけない、請願に対する判断をしなければいけないというふうな委員会の共通認識でございますので、その点も認識していただきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 答弁はもう求めませんが、いずれにしても私は、こういう請願者の意思というのは十分反映されるべきものと思っておりますし、委員会ごとに審議内容が違つと、方法が違つということは遺憾と、そういうことで、しかるべき議運等できちっとしたルールをつくっていただきたい。この点については要望です。

そして2点目の合併前のことにつきましては、これだけじゃございません。すべてのことにいろんな持ち込みがありますし、それをすべてそういう形にするかと。新しく言ったというならば、今後もやっぱりそういう考えをきちっと、それで統制とれる方向で、議会もすべきと思っておりますので、この点も意見として申し添えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） お尋ねいたします。

本請願は不採択と決しましたとなっております。当然、挾間地域、庄内地域から出てる議員さんも、中には含まれていると思っておりますけれども、全く全面的にそういう意見だということは考えられないんです。

実は、挾間ではこの教育基本法の理念を生かし実効性ある教育改革を求める請願と前後して、

教育基本法の早期改正を求める意見書提出を求める請願というのが、宮司から出されました。宮司呼んだら、それを説明できないということで、熊本から神社庁の方が来ていただいたんですけども、日本会議という極めてびっくりした団体なんですけれども、歴史教科書や日の丸、君が代、一連の右翼再編の中心になっているメンバーで構成されてました。その請願が、挟間ではやっぱり教育基本法の早期改正を求める意見書そのものは不採択になりましたし、同時にこの相対する教育基本法の理念を生かし、実効性ある教育改革を求める請願、これが挟間のかつての議会では採択をされました。

そういう経過から考えて、中身を本当にきちっと議論したんだろうかと、そういう背景も含めてその辺が非常に気になるですけれども、委員からこういう同趣旨、同内容の請願に対してそういう議論が出なかったのかどうか、そこ辺をお尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 西郡議員の質疑にお答えいたします。

委員会の意見の部分で御理解賜りたいんですけども、確かに私どもは協議する中で、今、西郡議員のおっしゃいましたように、議論を重ねました。これは事実でございます。そして、どのように基本法の理念があり、どういう実効性が具体的に現代の教育に反映されているのか、意見を出し合う中で、委員会の意見としてまとめたように、基本法自体の基本理念、これは認める。目的には賛成しておるわけです。そして、実効性がある教育改革を求めるという部分で、新しい時代にふさわしい教育方法として、国を愛する心を醸成していくということで、深刻な荒廃状況を解決していける、そういう道筋が見えてくる。であるならば、このままの形の基本法の継承を訴えていくのではなく、改正を通して、まさに荒廃状況の我が国の状況を救っていく、教育たり得る要件を備えるべきだというふうな結論に達したわけです。

その辺の細かな部分に関しましては、我々委員、それぞれに後ほどお聞きいただければわかると思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 問題なのは、国が義務教育費は無償とするということで、その国の負担、全額国が負担するというのが本来なんですけど、従来は2分の1負担ということでした。しかも、その中で国が負担しない部分もかなり出たり、一般財源化している部分も出て、今日の3分の1というふうに変転しました。そういうことから考えたら、財政を一体どこに使うのかという根本的な問題なんです。そこ辺の議論をしなくて、国がそういうふうに決めたからそれに従うべきだという論法は、国に一切そういう下からの意見を吸い上げないという、住民を抑える地方議会が役割を果たしてしまう。そうじゃなくて、国のそういう誤りを是正して、そして本来の

もとの姿にしてくれというような意見をしなきゃならんというふうに思うんですけども、そこ
辺の議論が出なかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 今の西郡議員のお話になりますと、もう既に討論に入っ
ている段階でございます。そして、今申された内容に関しまして、質疑は次の次期定数改善計画
の実施と義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願の方に、もう既に移行しております。

今は、教育基本法の理念を生かし実効性ある教育改革を求める意見書の請願書という部分でござ
いますので、少し場違いになってございますので、ちょっと訂正をして、次の請願に移らせて
いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 実効性ある教育改革というのは何かということの問題なんです。
教育基本法の理念、あるいは教育基本法でさだめられているものが、このように歪められている
という現実を正すのは、この地方議会の意見書からではないかというので、先ほどそういう財政
負担の例を挙げただけです。

そういう議論があわせて両方とも不採択になっているんで、同じ趣旨で不採択にしたんだろう
と思いますけれども、かつての挟間の場合は、特にそういう点で言えば、教育基本法の改正を急
ぐというんじゃなしに、教育基本法をきちっと守れという国に対する意見を上げたわけですから、
そこ辺の議論があったかどうかというのを尋ねるのは妥当だというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） それはもう十分に、この後の討論で、賛成・反対の討論
で出てくるものと思います。そこに委ねなければならない部分であるというふうに認識します。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 1点だけ、先ほどの委員長の答弁の中で、基本的にこの請願の目
的には賛成はすると、しかし、さらに意見書の内容で改革を行う意義を認める要因もあると。た
だ、その請願の中の実効性のある教育改革の中身と違うということですが、この請願書も基本的
には、その実効性のある教育の改革は進めてほしいというふうに請願はしているわけですが、請
願が求めている教育改革と意見書で求めている改革を行う意義を認めるということの違い。むし
ろ改革の意義が認められるのであれば、請願の趣旨に合っているのではないかと思います。そ
こはどういうふうに解釈されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

教育基本法の「教育は人格の完成を目指して行われる」という目的には賛成しておるわけです。しかし、現実問題の中でのいろんなそごに関する改正は必要だということで、こういう結論になるわけですが、まさにその中の中心を国を愛する心でつくり上げていこうとする部分に、この請願書の中の愛する愛さないは内心の自由にかかわるから、法律が自由まで踏み込んでいくことは許されないというふうに述べておられます。ここの部分が、私どもの委員会でも、そうじゃないんじゃないかと。それこそ10条じゃないんかというふうな意見として、集約されてきたわけです。

そういう意味合いでの、認めるけれども、問題があって、その問題を解決するための方策としては、立ち戻って改正が必要になってくるし、その中心を国を愛する心に置かなければいけないというふうに会議してきたわけです。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。まず、この請願の採択に賛成者の発言を許します。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。よろしくお願いします。私は、この請願に賛成の立場で発言をしますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど委員長の意見をるる聞いてますが、少なくともやっぱり最大限、請願者の趣旨を十分聞く、また少なくとも紹介議員がおりますから、紹介議員の十分同じ議員として私はそう思います。十分聞く場を設けるべきであり、特にその点は強く配慮が欠けていると言わざるを得ません。

それから、現行法の教育基本法でございますが、その中で学力向上、子供の心の発育等につきましては、十分改善を今後もしていければいいと思いますし、法律で私は国を愛せよというような、押しつけることは、逆に子供の純粋な生き方、心の発育を妨げると考えます。

そして、先ほども申し上げましたが、やはり合併前の町議会の同趣旨の請願を採択してる、これは深く住民が理解されてると、その辺が大事と思うんです。それを考えますと、この請願者の請願の趣旨は十分理解できると。そういう点を踏まえて、どうぞ採択をしていただきますよう、議員各位に強く賛同をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。私、文教厚生委員会でありますけれども、ちょっと討論に参加させていただきたいと思えます。

請願4号に反対の立場で討論いたします。今、佐藤議員の方からありましたけれども、委員会の審査の中では、審査のために必要があると認めるときは紹介議員の説明を求めることができるというふうな運用になっているということを申し添えておきます。

現行の教育基本法は、昭和22年3月に戦後の日本教育の根底を定めるために、憲法と同時に施行されました。この法のもとに構築された学校教育制度を初めとする教育諸制度が、国民の教育水準を大きく向上させ、我が国発展の原動力となってまいりました。しかし、制定以来半世紀以上がたち、社会状況の変化の中で我が国の教育は多くの課題を抱えているのが現状ではないかというふうに、私は考えております。

教育基本法の全面的な見直しを提唱した、平成15年3月の中央教育審議会の答申より既に3年が経過し、ようやく今国会への改正案の提出が具体化していますが、この間にも、子供を巻き込んだ凶悪事件が続発、社会全体の規範意識は低下し、公共心の欠如は目を覆うばかり。年間3万人もの自殺者を出している危機的状況に直面しています。

教育基本法の理念はすぐれていると考えますが、今日の教育の諸課題並びに社会の荒廃を見るときに、教育の根本にさかのぼった大胆な見直しと改革が、国民的要求として求められていると考えるからです。

現行法の基本理念は堅持しつつ、教育基本法を補完・補強し、今こそ将来の日本を担う人材の育成や青少年の健全育成のあり方について、国として真剣に考え、国家100年の体系にふさわしい真の教育改革が必要であり、その根本を定める教育基本法の改正は、時期を得たものであると考えます。

このような状況の中、本請願の理由では、教育基本法の第1条にうたわれています、平和的な国家及び社会の形成者や自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成には触れられておらず、人格の完成としての個人の価値と尊厳のみを公証していること。また、国を愛する愛さないなどを誇大に主張していること、並びにゆとり教育による学力低下が国民的世論として懸念され、事実上、見直しの流れにあるにもかかわらず、ゆとり路線を評価していることなどは、残念でなりません。

このような教育基本法の改正を機に、教育に関する国民的関心が高まることを期待して、私の反対討論といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 私は賛成の立場で、今ちょっと討論を聞いていますと。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この教育基本法の理念を生かし、実効性ある教育改革を求める請願に賛成の立場で発言いたします。

ただいまの同僚議員のこの請願に反対討論を聞いていますと、まさにあのとき同時に出された教育基本法早期制定を求める請願の中身と全く同じです。論調がです。今の荒廃のせいをすべて教育基本法のせいにする。教育基本法そのものにつたわれた理念や、そういう中身について、それを伴わないようにしたのは一体だれなのか。財政的なものを削除したり、あるいは多人数学級というんですか、そういうものをそのまま放置して、今日まで推移した経緯は何なのか。そして、不当にも教育に学習指導要領という名前で、日の丸・君が代の押しつけがいらんな形で介入していくというようなことをやって、先生が先生を伸び伸びとできないという学校の雰囲気をつくる。私たちが学んだころは、教職員組合で学校のすべてを決めてました。今は学校長あるいは教育委員会、教育委員会も上からの指示という形で、学習指導要領に基づいて教育を行うということで、非常にその辺の教育が歪められている。そのせいをすべて今の教育基本法のせいにするというような今の論調というのは、私は今の国の流れは軍事再編、外国に軍隊を送るような、そのための国民づくりに持って行くような、その尖兵となっているような役割を果たすというようなことが見受けられます。

と言いますのも、日本会議の熊本から来られた方に意見を聞いてみましたら、スパイ防止法にしる何にしる、すべてがそこ辺で統一されて、次々と地方議会でそういう決議や意見を繰り返しているということがわかりました。

そういうことと言えば、少なくともこの地方議会でそれに歯どめをかける、よりまともなものにしていくというために、議論を尽くして、そして委員会で住民から市民から納得していただける結論を提起する必要があるというふうに思います。

そういう点で言えば、この請願に対してはきちんと、かつての庄内町議会や挾間町議会で採択したように市議会で採択し、これを国に届けるということが必要だと考えます。

以上で、請願に対する賛成討論を終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで、討論を終わります。

これより、請願受理番号4号を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立5名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。（発言する者あり）

これより、請願受理番号4号を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立5名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、請願受理番号4号、教育基本法の理念を生かし実効性ある教育改革を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号5号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願を議題といたします。

質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。受理番号5号につきまして、また質疑を委員長に申し上げます。

一つ目として、先ほどと重なりますが、やはり請願者の趣旨を十分聞く場を設けるべきであったと。

2として、今度はちょっと違うと思うんですが、年度内で去年の資料があるんですが、17年6月議会で旧町時代ですが、それぞれ3町で義務教育費の請願は採択をしていると。そして、今回、市議会になったと言いながら、同じ年度内で不採択にする理由は何か。

また、先ほどと一緒になりますけれども、町議会の議決の重さ、それをやっぱり継承するべきではないか。

次に3点目、少子化に伴う複式学級解消とか、障害者の教育も含めたところの必要な教員確保、増員の要請であろうと思います。その点についてどうか。

それから4点目は、国庫負担2分の1の復元につきましては、地方六団体の意向、国の云々とか言ってますが、大分県知事は、きちっと新聞紙上、教育委員会も含めて、当然国がすべきということで、県と違う意向を市議会として出すのはどうかと。それと、国による改善計画が実施されないと、最終的には、やっぱり県の意向もありますが、市が必要な教員を雇わなきゃならない。そうなれば、当然この財源面も負担が市が負わなきゃなりませんから、その点はどうか。

この5点について、委員長のお答えを求めます。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

1点目の聞く場を持たなかったということは、先ほど既に答弁いたしていると思いますので、二つ目の年度内の義務教育費を負担する。その財政についての考え方もうしますか、についてお答えいたしますが、この委員会の意見のまとめの中にも書いてありますように、確かに定数をふやすことによって、教育の効果は増大する。これはもうわかっておりますし、それに義務教育費を国庫負担にする。これは4点目と5点目にもかかわってきますが、義務教育費の国庫負担というのは、当然、求めるべきであり、堅持すべきだというふうに、私どもも委員会の意見としてまとめてございます。

そして、旧町の流れの中で、またこれも先ほどの蒸し返しになりますけれども、認めている請

願が、今回、由布市になると不採択すべきものとして委員会で決せられたという整合性についての質問だと思いますけれども、時は移ろい、本当に現在の国家的規模での財政の逼迫状況というのは、国家公務員の削減を図るような形で、小さな政府をつくっていく。その中に本当に三位一体で税源を移譲して、補助金を削減して地方交付税を見直していく、このサイクルが確かにきちんと回っていないことも事実でございます。おくらしているのが税源の移譲であって、交付税と補助金はもうどんどんとカットの方向で進んでいく。その中に教育も組み込まれてしまい、そして結果的に2分の1が3分の1に減っていくという結果を見ております。

しかし、視点を変えるならば、この流れの中でもう一度3分の1となった部分を2分の1に戻そうという、願いは確かにするべきでございますけれども、現実を見た場合、今の三位一体の中で果たしてこれが現実性を帯びた願いになるのか。非常に疑問でございます。

この中で、もし財源を確保するならば、どのように動けばいいんだろう。これを3分の1を2分の1に上げると、もとに戻せという動きで実現しようとするのか、あるいは今申し上げました、政府が小さな政府をというふうに移譲を、権限の移譲も含めて地方分権が行われようとしている。そこにまさに税源移譲と組み合わせた形での要望なりが、実現性を帯びて存在してくるのではないかというふうに考えております。2分の1に復元すべきは確かです。しかし、そこは違う方法で実現する可能性も模索して行かなければならない。そして、そっちの方に高い可能性を見出す。そんな流れで対応していく。それを由布市として行っていくべきであろう、ではないかというふうに、委員会で話したところでございます。

また、大分県も確かに知事は国庫負担制度の堅持には賛成しておりますし、その知事を含めて六団体は、三位一体を進める中でやむなしというふうの流れを、スタンスを徐々に移行させております。

現実を見た場合の対応としてのこのスタンスの流れも理解できるところでございますし、やがてそういうふうな形で我々を包み込み、また課題がふえていくものと考えております。

極めて難しい問題ではございますけれども、この国家規模の財政難というものは、次期定数改善計画の実施には大きな障害になっております。また、先ほど述べました財務大臣が、もうないよという形で文科省までやってきて協議をして、18年度では定数の改善は無理だということで凍結になっております。

こういう中で、私ども地方議会は何を求めていくべきなのか。これを考えたときには、本当に繰り返しになりますが、小さな政府をという要求をしつつ、税源の移譲を要望して、確たる財源確保に向けた努力をすべきだというふうな認識を持ちます。それが、我が委員会の最終的な総意となりました。それをこの委員会の意見として載せておるわけでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 委員会としては、委員会の審議そのもの、やっぱり内容についてはそうなんだろうが、いろんなこういう意見も出て、いろんな審議が不足しているということが、やっぱりこの報告の中で私は出てると思うんです。

そういう状況があるからこそ、その請願者の気持ちをきちっと聞いてやらなきゃならないと思いますし、特に今まで住民の方が町議会、旧と言いながら、合併前と言いながら、やっぱりその辺についても同じ年度内の中で、こういう問題について3町で、しかも3町ですよ、採択をする中で住民に説明をしてるわけでございますから、その点の住民の理解度というのは、やはりいかなもんかと、今後ですね、市議会に対する不信感等を含めて、私はやっぱりあるのではないかと。そういうことも思いますし、特に凍結です。定数の問題につきましては、今現状で私も聞いてみますと、文科省も含めて、現状でやはり第7次でやれる部分もあると。したがって、今はその中でどうするんだということを含めて協議をしてると。そして、ことしの6月にそういう方向性を出そうと。まさにその議論をしているときでございますから、地方議会として、私はきちっとものを申すためにも、予算のいろんな配分のためにも、今、市議会として私は国に強く要望するべきだと思いますし、特に財源のことを言わせていただければ、当然。

議長（後藤 憲次君） 佐藤議員、討論の方に移っていきよるから質疑を。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 財源のことにつきましては、やっぱり町負担を軽減するためにも、私は国・県でそういう面を含めて持ってもらう。そういう立場でありますから、どうぞその点ももう一回答弁をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 最初の答弁で、そのことに関しては既に述べたと私は思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 委員会の方でいろいろな議論がされていることはわかりましたが、委員長の説明を聞きますと、どうしてもこれはむしろ採択の方の理由ではないかと思われるところがあるんですが、委員長の不採択にした理由の説明の中で、いろいろ述べられているんですが、その趣旨はわかるとか、それからその文書にも書いておりますけれども、教員をふやしたりする教育の充実は望ましいとか、またその観点から教育費の国庫負担は堅持すべきだと考えるとか、だけれども、今、文科省なんかで協議が凍結されているとか、実現性が乏しいとか、ほかの方策を講じていくべきだからということを経由に不採択にしておりますが、趣旨がわかるのであれば、これは不採択の理由にはならないんじゃないかと思いますが、むしろ例えば趣旨がわかるんであ

れば、趣旨だけは採択するけれども、実現性が乏しいということになります。不採択にするということは、この趣旨すら、そのものを拒否するというふうに受けとめられると思うんですが、最終的な答えの出し方として、不採択にしなければいけない理由というのが、いま一つわからない。

ほかの例えば税源移譲を求めていく方策を講じるのであれば、それはそれで出すべきであって、そういうことをすべきだからといって、この請願を拒否するという理由にはならないんじゃないかと思いますが、そういう意味で不採択ではなくて、例えば趣旨を採択する、あるいは一部採択するとか、そういうような検討は行われなかったんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 1番議員にお答えいたします。

確かに苦しい理解の中で、確かにそうなんだという考え方、この請願の趣旨に対する理解は、委員全員共通しております。ただしというところで、表現がうまく伝わっていないのしょうけれども、じゃ、それを実現するためにどうするべきなのかという論議に入ったときに、できるかできないか。今の我が国の状況、そして県、もちろんこの市の財政状況を見たときに、こういう話はまだ煮詰めることもできないし、求めたからといって、ただ言葉がわるいんですけれども、ただ採択しといて動かなければいいじゃないか。採択しても、それが効力を発揮してやらねばならないというふうなところまでいかないから、採択しとけ採択しとけというふうな流れが、よく議会でも見られます。

しかし、そこは決然と今の段階では無理だということであれば、趣旨はわかるが不採択とすべきだというふうに決断を下す。そんな必要も私はあると思ひまして、委員の皆さんにお諮りして賛同を得たところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） もう一つ重ねて言わせていただきますが、この請願そのものの一番の要望というのは、意見書を出してほしいと。確かに委員長が言われるように、出しても実効性があるかどうか、今の状況では厳しいというのはわかりますが、意見を出していくことによって、実際に実現できるかどうかというのは、むしろこの請願の内容については、国の方が判断をする。その国の方を動かしていくためには、こういう地方からの意見を出していくことで動かしていくということがつながると思うんですが、意見を出してもどうせ実現しないから意見も言わないというのは、何も変わらないのではないかなと思いますが、そういう意味で、この市議会ができるかどうかを判断するのではなくて、こういう意見を出すべきかどうかということ判断すべきではなかったかと思うんですが、そういう観点で、今後この文教厚生常任委員長として、

例えば同趣旨で実現性を求めるというよりは、意見を出してほしいということについては、常にそれが実現されるかどうかを採択、不採択の理由にされるおつもりなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） この問題に関しての委員会のやり方の中に、一つ重要な点がございます。まず最初になにをやるべきかと。これが十分条件で、次の必要条件を満たす。ですから、当然財政の基盤構築の後にこういう請願が出るべきである。意見書として出す、そしてその意見書を国がどう扱うかはそちらに任せるというパターンではなくて、きちんとした順番の後先を決めた後に、先にやるべきものは何であって、後がこれだというふうに私どもは考えて、この表現というふうにしたわけです。

また、こういうやり方で意見書を出す、出さないという願いが来たときにどうするかということとは、これはまたそのときの請願の内容によっては、どうなるものや、実際に局面を迎えないとわからないということになります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。私は、受理番号5号につきまして賛成の立場で討論したいと、発言をしたいと思っておりますからよろしく願いいたします。

本当にこれは先ほどの請願と同じく、やはりそういう住民からの願い、趣旨というのが十分委員会で審議すべきと、そういう配慮が必要だと思いますし、特に年度内で二つの決め方をするというのは、いかなもんかと。住民に対して十分説明がつきにくい。そういうことは誤解されるおそれもあります。特に、次期定数改善計画や義務教育費国庫負担制度につきましては、当然国がすべきことで、そのしわ寄せが地方に来るということは、やはり十分この請願の趣旨というのは私は理解できますから、どうかこの趣旨を採択していただきますよう、重ねて皆さんにお願い申し上げます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより、請願受理番号5号を採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立7名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、請願受理番号5号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで、10分間休憩をします。

午前11時20分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、請願受理番号6号、自主防犯パトロール隊活動に対する助成金交付のお願いを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。委員長の報告では、防犯パトロールの維持運営費に30万円必要というふうに書かれていることに対して、詳細な明細書も提出されておりますということを書いてますけれども、我々の手元には詳細な明細書なるものはありません。どういうふうにして、この30万円必要という根拠が示されているのか、より詳しく教えていただきたいと思います。

いま一つは、挟間にも無線奉仕団があります。当然これが防犯パトロールの使命を帯びれば、またそこにも同様の助成をするということになるのかどうか。そこ辺について議論がされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、そういうことを放置していたのであれば、由布市全体として庄内、挟間にどういう無線奉仕団があって、そしてどういう活動をされているかということ把握されていたのかどうかもお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） この30万円についての明細の件ですけれども、お手元についてなかったら、大変失礼しました。

まず、明細の中を説明いたします。防犯パトロールの救護活動、講習会費用として3万円、それから防犯赤色回転灯、これはロングです。長い方です。これが12万円かかっています。それからマグネットシール、それから腕章、これが2万8,000円かかっています。そして、無線防犯車両車検費用の一部です。これが5万円です。これは、とても5万円ではきかないと思うんですけれども、5万円上がっています。それから無線、それから防犯車両の燃料費として7万2,000円、合計で30万円上がっています。

それから2点目の挟間にもそういった無線の団体ですか、あるというお話ですけれども、そこ

までは委員会の中では協議をしておりません。これは、あくまでも請願に対する審査を行ったものでありまして、まだここに個人的にもアンテナを立った家も転々としばしば見ますけれども、これ以外の団体については承知をしておりません。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 先ほどの質問の中で、そこが防犯パトロール隊の任務を持ったら、同様の請願をしさえすれば、それを同じように採択するというふうに考えてよろしいのでしょうかということについては、要するにそういうことがないという前提で、これ検討されたんじゃないかというふうに思うんですよ。由布市全体として、こういう組織を統合するという指導があつてしかるべきではないかというふうに思うんですけども、そこ辺まで立ち入ったことは余り検討されてないというふうに理解していいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） この団体は、ボランティア活動として登録をされております。ですから、私ども慎重審議をしてきたわけでございます。ですから、個々にばらばらあるのについては、そういった登録をされて出てくれば、また別の問題と思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号 6 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 25 名中起立 25 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 6 号、自主防犯パトロール隊活動に対する助成金交付の願いは、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号 7 号、仏光寺下の JR 久大線踏切拡幅についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 委員長は、報告の中で早急に JR と協議しということで、JR が実施主体であるという認識はお持ちのようです。しかし、JR が実施主体の請願に対して、市議会が採択というのはちょっとおかしいんじゃないかと私は思うんですけども、文面を変える等

して、請願者の趣旨が実施主体に届くような形の請願に書きかえてもらうなどの手立てを尽くすべきだったのではないかというふうに思うんですけども、その点の検討は皆さんでされたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 西郡議員の質問にお答えをいたします。

J Rがこれが基本で、私の文章を訂正をというふうな御意見でございますけれども、委員長の私の報告のとおり、これは踏切内においてはJ Rとの協議が必要だというふうな文言でございますので、御理解をしていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 踏切内の拡幅を由布市のできるのであれば、これを採択して当然なんですけれども、由布市ができないんですね、実施主体じゃないから、委員長もここに書いてるように、J Rと早急に協議をしてというふうに書いてる通りに、J Rが行うことなんです。

だから、請願者はそういうことをJ Rにきちっとするように市が指導的な役割を果たしてくれという請願なら採択でいいんです。このままいきますと、市がしなきゃならんということになるんです。

だから、そういう請願の趣旨が由布市の行政でないものを、市議会で請願者が採択しても何も権限はないんです。だから、委員長がここに書いておられるようにJ Rに対して市が早急にやるように、そういう請願に書き改めさせて採択するというんなら、それなら話は理屈は通るんです。

私が間違ってるのかな。（発言する者あり）踏切の中を、ああそうですか。私が間違ってるわけ。取り下げます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 私は、この委員長報告の文言を変更する気持ちはございません。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより請願受理番号7号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号7号、仏光寺下のJ R久大線踏切拡幅については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号8号、市道前徳野岳本線の改修についてを議題として質疑を行います。質

疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 8 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 25 名中起立 25 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 8 号、市道前徳野岳本線の改修については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号 1 号大分郡ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより陳情受理番号 1 号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 25 名中起立 8 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号 1 号、大分郡ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号 2 号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 陳情の 2 号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情ですが、由布市において行政改革を進める中で意見書の提出に関する陳情は、市の方向性に逆行するということですが、国の公共サービスの安易な民間開放をうたっていると思うんです。国公が出しているのは。まさにどういうことかと言うと、行政改革によって公務員削減を地方でも同じなんですけど、言われてますけれども、結局必要な部分に必要な公務員を配置して、必要でない部分をカットするということなんですけれども、必要でない防衛予算やあるいは公共事業、そういうところに抱える人員というのは、カットするどころかふやしてるんです。

そういうことと言えば、まさに相手が言っている国民に直結する公共サービスの安易な民間開放という部分では、必ずしも皆さんが由布市で改革を行おうとしていることとは全く異なる次元の問題だというふうに考えるんですけれども、そういう結論になったということが、よく私には理解できないんですが。そこ辺をもう少しわかりよく説明していただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

この陳情の受理番号2号、それから受理番号4号についても、それぞれ委員会の意見としては、ほぼ同一意見でございます。今、それぞれ由布市においては何をなすべきか、非常にそれぞれ考えはあると思うんですけども、大変厳しい行革に迫られております。市民、職員、議員、それぞれ一体となって行革に取り組んでいかなければならない。今年度の予算を見ましても、当初予算を見ましても瀬戸際予算と言われておりますが、こういったことを考えたときに、現状を考えたときに、こういうことを状況の中で容認するということは、今後の市の行政に及ぼす影響があるのではなからうか。行革です。行政じゃない、行革に及ぼす影響があるのではなからうかということで、委員会全員、そのようなことで不採択と、そういうふうに決定をいたしました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 市の行革に対してどうかという判断じゃないんです。私自身に対しても、やっぱり地方振興局は残して、そして人員もより多く市役所の方で採用してもらいたい。安易に人件費とか人員の削減するなという立場なんですけれども、国に対してもやっぱり同じなんです。公共サービスに対して問うておるわけですから、民間開放、今度でも指定管理者制度で市がそういうふうに行ってますけど、これ市のことを問うたわけじゃないんですね。国のことを問うたわけですから、本来陳情に対しては陳情者の意図がどこ辺にあるかということをよくくみ取って、そしてその結果市がどうこう、市にとってはどうだというんじゃないくて、請願陳情者の趣旨がどういうところにあるということでそれに対してどうだという結論を下してほしいと思うんですよ、要望になります。お答え要りません。はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより陳情受理番号2号を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立1名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号2号「公共サービスの安易な民間解放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号3号日出生台での米海兵隊の実弾砲撃訓練に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより陳情受理番号3号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、陳情受理番号3号日出生台での米海兵隊の実弾砲撃訓練に関する陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号4号2005年人事院勧告が民間賃金や地域経済に影響等を与えないよう措置を求めてくださいの陳情を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長自身も、人事院勧告の性格をよく御存じのことと思います。まさに、ことしの人事院勧告は国の経済状況を反映して勧告するというよりも、政府の方針のもとに先取りをして、国のそういう政策の先取りをして人事院勧告をしたというそういうのが伺われます。

してみると、やっぱりそういうやり方というのは正しくない。やはり、もともと争議権等を剥奪して、そして人事院勧告によってその分を補償するというふうにしたわけですから、今のようないやり方を是認してこれを不採択にするなどということは到底私には考えられなかったんですけども、これも読んでみますと、由布市の行革とあわせて今回由布市給与に関する条例の一部改正も提案される中で整合性が見られるようになってるんですね。

国のそういう趣旨と、何で由布市をそういうふうに整合性を持たせて受けとめなきゃならんのかというのが私には理解できないんです。この陳情者の、陳情の趣旨をくみ取っていただけなかったのかどうか、そこ辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

大体内容は先ほど申し上げたようなことですが、今回職員の給料表の切りかえ等も出ております。そういったことから考えますと、これは採択すべきものではないとそういうふうに委員会で判断しております。

それから、これは全く参考ですけども、参考としてちょっと申し上げたいと思うんですが、この2号、4号については中津市では委員会にも付託してない、竹田市は受け付けなし、臼杵市はこの陳情は受け付けたがこれはもう配付したのみ、それから津久見市、受け付けなし、大分市も受けてない、日田市は議運にこの陳情書を配付したのみ、それから豊後大野市は委員会で不採択、佐伯市も委員会で不採択ですね。これはもうあくまでも参考ですけども、そういったことも考えながらこれは当然不採択とすべきと、そういうふうに委員会で決しました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより陳情受理番号4号を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立1名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号4号2005年人事院勧告が民間賃金や地域経済に影響等を与えないよう措置を求めてくださいの陳情は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情受理番号5号教育基本法の見直し、改正を行わないように国への意見書の提出をお願いする陳情書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより陳情受理番号5号を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立3名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号5号教育基本法の見直し、改正を行わないように国への意見書の提出をお願いする陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号6号関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会（仮称）を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情を議題といたします。この陳情に対する委員長報告は継続審査です。この陳情は、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） さきの議案審議の中で、執行部が予定価格を公表してそして最低制限価格も決めてるといふふうに言いました。それで指名をしたんなら、どうぞ高い金額で落札してくださいというようなもんなんですよ、談合してね。こんなことは許されないというのが委員会で議論にならなかったかどうか、私不思議なんですよ。

予定価格も知らせて、最低制限価格もつくってそして指名をすれば、もう指名業者が明らかになれば談合してください、高い金額でどうぞやってくださいというのと同じじゃないですか。そういうことを歯どめをかけるためにもより早くこれを採択して、関係の何ですか、入札改善委員会ですか、そういうものをつくってそれで改革すべきじゃないんですか。私委員会の結論が理解できません。ぜひこれを継続審査にせず、議長はすぐ採択を図るようお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに異議ありませんか。 それでは、陳情受理番号6号は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、陳情受理番号6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、平成17年請願受理番号5号庄内町の地元産の食材を利用した自校方式給食と挾間町・湯布院町のセンター方式給食から地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする請願書を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。私たちも、合併の前にこの給食センターの件でいろいろ議論して、先進地と言いますか合併した宗像市をお訪ねしました。あそこは、共同調理方式から合併を機に自校方式に切りかえたんです。その方が財政負担が少なくて済むということだそうです。

なぜかというと、共同の施設はオール電化とか何とかいって、挾間の計画だけでも五、六億円してたんですね。これが、湯布院が加わりますともう10億円近くなるんですよ。そういう施設をつくるよりも、自校にした方が安づくというのが宗像市の結論だったんです。

そういうことが委員会で議論されたかどうか、そのときには挾間の委員さんも文教にかかわってた委員さんも行ってみたいですから、そういう議論がされたかどうかお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 確かに、自校方式とセンター方式でどちらが安く済むかの議論は行いました。そして、請願の趣旨であります地元産の食材を利用するべきだという話もいたしました。

その結果が意見になっておりますように、一般会計の予算を審議する際に給食センターの委員会を認めております。また、当然この背景にセンター方式でいくというふうな議論の結論を得ました。ただ、地産地消の給食、これも同時に協議会で推進していくということになりましたので、こういう結果で報告を申し上げた次第です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。はいどうぞ、新井一徳君。マイクを。

議員（4番 新井 一徳君） 4番、新井です。今、西郡議員と同じような質疑にもなるんですけど、センター方式と自校方式のどちらが安づくというか、その検討はしたということでありましてその辺はいいんですけど、今庄内町では自校方式やっています。湯布院と挾間がセンター方式でやってるんですけど、恐らくそのセンターの建てかえの時期が来てるということで合併協議会の中でセンター方式をいくということになったと思うんですけど、委員会の中で庄内町の保護者に対して、このセンター方式の説明があったのかどうか、委員会の中でももしも協議をしたんで

あればその説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ちょっと今、質問の内容にわからない点がありましたんですが、委員会の中に地元の方をお呼びして……。

議員（4番 新井 一徳君） 濟いません。庄内町の保護者にもそういう理解が得られていたのかどうかを審議されたかどうかというところです。

議長（後藤 憲次君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 委員会じゃなくて行政が。委員会の単位ではやっておりません。はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。新井君。

議員（4番 新井 一徳君） いいです。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。いいですか。ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより請願受理番号5号を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立2名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、平成17年請願受理番号5号庄内町の地元産の食材を利用した自校方式給食と挾間町・湯布院町のセンター方式給食から地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする請願書は不採択とすることに決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。午後は13時から再開します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

25番、久保博義君より、所用のため欠席届けが出ておりますので許可しております。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、報告第1号平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出についてから、日程第64、議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算についてまでの63件を一括議題といたします。

付託いたしました諸議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかわる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 報告をいたします。去る3月8日本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました承認2件、報告1件、予算議案1件、予算外議案13件の審査の経過と結果の報告をいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合同規約の一部改正」について、結果は承認です。

審査の内容につきましては、平成18年2月1日付別府市が加入することにより組合同規約の一部を変更するものであり、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第1号）」について、結果は承認です。

経過及び理由について説明いたします。本予算は、歳入歳出それぞれ5,240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億6,233万7,000円と定めたものです。

今回の補正は、職員共済組合納付金に3,891万6,000円の不足が生じたため追加し、財源としては地方交付税を充当しております。

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、報告第2号挾間町土地開発公社及び庄内町土地開発公社の清算結了を証明する書類の提出について、結果は承認です。

内容につきましては、挾間町土地開発公社及び庄内町土地開発公社は平成17年9月30日の解散に伴う清算結了したとの証明書類の報告であります。

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、結果は可決です。

経過につきましては、辺地地区の公共的施設の総合整備計画を定め、計画的に推進するため優良起債である辺地債事業を実施するもので、既に県との事前協議も終了しております。なお、今回の見直しにより除外された辺地地区の事業等については、今後十分に対応されたい。

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について、結果は可決です。

経過については、平成18年4月から21年9月末までの間、常勤の特別職及び教育長の給料月額から5%の減額措置を行うための特例条例の制定であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号由布市国民保護協会条例の制定について、議案第13号由布市国民保護対策本部及び緊急対策事態対策本部条例の制定について、結果は可決です。

経過については、以上2議案については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」により、平成18年度中に由布市の必要な事項を条例で定めたものであり、全員

一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定について、議案第17号由布市乙丸地区公民館条例の制定について、議案第18号由布市湯平ふれあいホール条例の制定について、議案第19号由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について、議案第21号由布市みことピア条例の制定について、結果は可決です。

経過については、以上5議案については、地方自治法の改正により由布市が設置する公の施設について指定管理者による管理を可能にするための条例制定であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、結果は可決です。

経過については、人事院勧告により給料表の切りかえ等の改正を行うものであり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第37号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、結果は可決です。

経過については、以上2議案については、人事院勧告に伴い関係条文の一部を改正するもので、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号由布市特別会計条例の一部改正について、結果は可決です。

経過につきましては、久住飯田南部広域農業開発事業特別会計については、一般会計で対応するため廃止するものであります。

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算について、結果は可決です。本予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ145億8,400万円と定めたものです。

総務常任委員会に所管します関係課長並びに関係職員の出席を求め、詳細な説明を受け、審査をいたしました。

まず、歳入予算の主なものといたしましては、1款市税35億5,882万4,000円で、うち市民税11億8,238万1,000円、固定資産税19億9,841万円、たばこ消費税1億9,590万円、たばこ税ですね、それから入湯税1億1,130万1,000円ほか、2款地方譲与税5億207万7,000円、うち所得譲与税2億5,119万5,000円、自動車重量譲与税1億8,551万5,000円ほか、6款地方消費税交付金3億5,000万円、11款地方交付税45億41万9,000円、14款使用料及び手数料で総務使用料2,521万6,000円、総務手数料2,332万円、15款国庫支出金総務費国庫補助金7,168万3,000円、16款県支出金総務費県補助金1億8,086万7,000円、19款繰入金4億354万6,000円、20款繰越金1億5,000万円、22款市債総務費10億1,980万円となっ

ております。

次に、歳出予算の主なものとしては、1款議会費で議員報酬の経費ほかで1億8,059万7,000円、2款総務費22億4,119万2,000円で、うち総務管理費の一般管理費で職員給与退職手当組合負担金ほかで15億680万円、財産管理費で委託料ほか1億8,162万2,000円、企画費で地域活力創造補助金ほかで3,816万6,000円、徴税費で税務総務費で職員給与ほか1億5,143万2,000円、選挙費で知事県議選選挙費ほか2,560万6,000円、9款消防費6億9,069万3,000円で、うち常備消防費で職員給与退職手当組合負担金ほかで6億126万4,000円、それから非常備消防費で消防団費報酬ほか7,464万2,000円、12款公債費、元金利子償還金として20億7,387万6,000円が主なものとなっております。

委員全員慎重に審議した結果、当予算については次の意見を付して賛成多数で可決すべきものと決しました。

行政改革プランがまだできていない中での予算組みであり、厳しい財源不足を補うため各項目の査定に苦慮したことは理解できるが、基本的には抜本的な財政改革の兆しが見られない。本年度の予算は何とかできて、このままでは来年度は予算が組めないという逼迫した状況をかんがみると、今後は相当に厳しい財政再建努力を求め。

歳入の大幅な自然増収が期待できない情勢にある中で、他方これまで増発した起債の償還費、職員等の人件費、少子高齢化に伴う福祉経費の増大等義務的経費が増高するため、財政環境はなお一層困難な時期を迎える。今後は、財政に直接携わる者ばかりではなく、十分な財政運営を行う中で町、議会、職員一体となって財政についての理解を深め、財政に関する問題の解決に積極的に取り組むことが要請される。

以上、総務常任委員会に付託されました承認2件、報告1件、予算議案1件、予算外議案13件の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会溝口でございます。

当委員会に付託された承認1件、議案30件、次の請願2件、陳情2件は先ほど済みしましたので削除お願いいたします。の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査の状況は、3月9、10、13、20、22日、場所は湯布院庁舎会議室で、出席者は委員全員、担当部課長、職員の方々です。日程につきましての細かいことは、以下となっておりますので御参照ください。

審査結果について御報告申し上げます。承認第2号専決処分の承認を求めることについて「平

成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」、審査の結果は承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、事務処理のミスにより共済組合納付金に不足を生じたため、特別交付税を充当し専決処分にしたものであり承認しました。しかし、合併の混乱による事務処理のミスを理由にすることのないよう、今後の事務の正確な処理を要望します。

次に、議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止について及び議案第3号庄内町長寿敬老年金条例の廃止について、審査の結果はこの2案とも可決すべきものと決定しました。

経過及び理由は、旧町の敬老年金を廃止し、高齢者の福祉対策として地域の福祉活動を支援するためのものであり、可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第4号庄内町長寿祝金給付条例の廃止について、審査の結果は原案可決すべきものと決定しました。

経過及び理由は、旧町の長寿祝金を廃止し、由布市共通の商工会商品券を発行し、地域経済の活性化を図るものであり、可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第5号湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について、審査の結果は原案可決すべきものと決定しました。

経過及び理由は、旧町の敬老祝金を廃止し、高齢者の福祉対策として地域の福祉活動を支援するためのものであり、誕生祝金は由布市共通の商工会商品券を発行し、地域経済の活性化を図るものであり、可決すべきと決しました。

続きまして、議案第6号挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について及び議案第7号庄内町身体障害者年金条例の廃止について及び議案第8号湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について、以上3件審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、旧町の身体障害者福祉年金を廃止し、障害者福祉年金制度として精神障害と知的障害を加え由布市で統一するものです。商工会商品券を発行し、地域経済の活性化を図るものであり、可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第20号由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について及び議案第22号由布市老人福祉施設条例の制定について及び議案第23号由布市湯布院福祉センター条例の制定について及び議案第24号由布市老人福祉センター条例の制定について及び議案第25号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について、以上5件について審査の結果、原案可決すべきと決定いたしました。

経過及び理由は、指定管理者による管理を可能にするための条例整備であり、可決すべきと決しました。ただし、指定管理者移行の後に起きるリスク管理に関する事項を協定書に盛り込み、契約を取り結ぶよう意見を付します。

続きまして、議案第31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行による大分県の重度心身障害者医療費給付事業の改正に伴い、由布市の現行条例との整合性を図るものであり、可決すべきと決しました。しかし、障害者切り捨ての方向に進むことのないよう十分に留意することを求めます。

続きまして、議案第32号由布市奨学資金に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、旧挾間町の奨学金制度を由布市においても適用するための条例です。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第33号由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、旧挾間町の奨学金制度を由布市においても適用するため、原資の増額を行うものです。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第38号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、合併による税率の不均衡是正のため、三賦課方式均一課税への移行のための一部改正です。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第39号由布市介護保険条例の一部改正について、審査の結果、可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、地域支援事業を含む介護保険法の一部改正及び第3期介護保険事業計画の策定に伴う由布市介護保険条例の一部改正です。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、審査の結果は可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、大分県母子家庭医療費要綱改正に伴い母子家庭を一人親家庭に改め、看護する児童を20歳未満から18歳未満に引き下げるものです。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第41号由布市保健センター条例の一部改正について、審査の結果は可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、旧挾間町の保健センターを未来館へ移設し挾間健康センターと改称及び所在地を訂正するものです。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第42号由布市公民館条例の一部改正について、審査の結果は可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、由布市川西地区公民館の地番変更と湯布院中央公民館のロビー使用に対する

料金設定です。可決すべきと決しました。

続きまして、議案第46号事務の委託協議について「大分市」及び議案第47号事務の委託協議について「別府市」、同じく議案第48号事務の委託協議について「杵築市」、議案第49号事務の委託協議について「九重町」、以上4件の審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、印鑑登録証明書、身分証明書などの交付を近隣自治体との間で相互に委託するものです。可決すべきと決しました。

次に、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算について、審査の結果は原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、平成18年度由布市一般会計予算を歳入歳出それぞれ145億8,400万円と定めるものです。歳入の主な項目は、市税35億5,882万4,000円、地方交付税45億41万9,000円、国庫支出金11億9,779万5,000円、県支出金9億3,811万3,000円、市債17億2,020万円などです。

本委員会にかかる歳出に関しましては、3款民生費では福祉費の扶助費及び国保、老人保健、介護給付への繰り出し金などが主だった歳出となっている中、地域総合相談センター設置事業に800万円、福祉バス運行事業に2,101万4,000円、地域支え会い事業補助金に1,800万円、児童福祉の地域子育て支援センター事業に1,301万2,000円など、少子高齢化対策に取り組む姿勢が評価できます。

しかし、放課後児童クラブ2カ所の整備に対する前向きな取り組みの中、学校施設を使用する場合には、保護者の理解を得るべく福祉対策課と学校教育課の協調と連携を望みます。

次のを見ましても、ちょっとダブって、パソコン都合上で失敗いたしました。削除をお願いします。同時に、社会教育事業に関しては、予算の決定に際して当該団体との協議を通して十分な理解を得るように望みます。

また、4款衛生費のかかりつけ医制度の導入に係る基本健診委託料8,929万円など、住民サービス充実への対応が伺えます。

10款教育費では、少子化による複式学級化への対応が地域住民から要望され、臨時職員28名、賃金4,762万8,000円での対応となっています。また、由布市奨学金制度に1,000万円の出資金を用意するなどの検討が見られます。また、二順目国体に備えたラグビー場建設に2億5,000万円、スポーツセンター体育館アスベスト回収に6,600万円などが主な歳出となっています。

慎重審議の結果、可決すべきと決しました。しかし、このたびの予算編成に関しましては、前年度半期の予算と比較するような段取りで予算書を作成しています。このような無意味なことはせず、旧3町の17年度当初予算の合計と由布市の18年度当初予算とを比較するようにすべき

と考えます。現実的に比較する資料を用意してこそ検討できることとなります。そうした配慮を望みます。

続きまして、議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について、この保険の険の字が間違っております。訂正願います。審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算、これも険が訂正お願いいたします。を、歳入歳出それぞれ32億4,004万1,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税、この険も同じく訂正願います。8億7,900万5,000円、国庫支出金9億8,277万8,000円、療養給付費等交付金6億7,580万6,000円、一般会計繰入金3億1,087万4,000円、基金繰入金2億円となっています。

主な歳出は、保険給付費23億1,575万5,000円、老人保健拠出金6億3,667万5,000円、介護納付金1億8,912万円などです。

審議の結果、可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第61号平成18年度由布市老人保健特別会計予算について、原案可決すべきと決定いたしました。

経過及び理由ですが、平成18年度由布市、ここは国民健康ではなく老人と改めていただきたいと思えます。老人保健特別会計予算を、歳入歳出それぞれ48億5,504万1,000円と定めるものです。

主な歳入は、支払い基金交付金25億9,563万4,000円、国庫負担金15億626万6,000円などです。

主な歳出は、医療諸費48億5,503万4,000円となっています。

審議の結果、可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算について、ここも保険の険が間違っております。訂正願います。審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、平成18年度由布市介護保険、この険もそうです。削除、訂正願います。特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ27億5,896万7,000円と定めるものです。

主な歳入は、介護保険料4億2,911万2,000円、国庫支出金7億7,463万6,000円、支払い基金交付金8億2,650万7,000円などです。

主な歳出は、保険給付に係る費用26億5,289万4,000円です。

審議の結果、可決すべきと決しました。今後は、介護予防サービスの内容を充実させ、介護給付費の削減を図る必要があると考えております。

続きまして、議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、結果は、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由は、平成18年由布市農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億1,251万2,000円と定めるものです。

主な歳入は、一般会計繰入金8,581万5,000円、使用料1,993万9,000円などです。

主な歳出は、農業集落排水事業費3,440万7,000円、償還金利子及び割引料の公債費7,760万5,000円です。

審議の結果、可決すべきと決しました。

続きまして、議案第66号平成18年度健康温泉館事業特別会計予算について、審査の結果は、可決すべきと決定しました。

経過及び理由になりますが、平成18年度健康温泉館事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億4,878万8,000円と定めるものです。

主な歳入は、売り上げ収入、使用料の健康温泉館収入2,768万8,000円、一般会計繰入金1億2,110万円です。

主な歳出は、健康温泉館管理費6,187万8,000円、償還金利子及び割引料の公債費が8,580万8,000円です。

今後は、水中運動を主体にした介護予防サービスの中核施設としての機能発揮が望まれます。

審議の結果、可決すべきと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案10件の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程は3月9日、10日、13日、17日、23日の5日間、審議者は右議員各位でございます。現地調査が3月の9日13時から、の議案第45号市道の路線認定について、以上1件について現地調査を行い、確認をいたしました。

委員会でございますが、旧保健センター3階会議室、湯布院庁舎議員控え室等でございます。担当課は建設課、水道課、契約管理課でございます。

次に、審査結果でございますが、議案第15号由布市乙丸温泉館条例の制定について、審査の結果でございますが原案可決でございます。

経過及び理由ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、由布市が設置する公の施設について指定管理者による管理を可能にするため条例の整備を行うものであり、原案可決といたします。

議案第16号由布市湯平温泉事務所条例の制定について、審査の結果は原案可決でございます。経過及び理由については、前項15号と同様ですので省略をさせていただきます。

議案第45号市道路線の認定について、審査の結果、原案可決でございます。

経過及び理由でございますが、この路線は東表北苑線（総延長847メートル、幅員3.2メートル～7メートル）、袋尾無田線（総延長286メートル、幅員4.5～12.4メートル）を旧県道移管に伴い市道として管理するためのものであり、現地確認を行う中、担当課長より詳細な説明を受け、原案可決といたしました。

議案第57号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,303万7,000円とするもので、歳出の主なものとして総務管理費、工事請負費の各予定事業が入札及び執行済により300万円の減額及び簡易水道事業の決定見込み3,427万6,000円の減額。

歳入では、合併による由布市簡易水道給水条例施工規則による工事負担金280万1,000円の減額及び湯平簡易水道事業費の決定見込みにより国庫補助金1,288万5,000円、一般会計繰入金199万1,000円、市債1,960万円の減額が主なものであり、原案可決といたします。

議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由、収益的収入、支出予算の総額をそれぞれ31万8,000円減額し、収益的収入、支出予算の総額を収入、支出それぞれ3億1,011万1,000円にするもので、収益的支出については、安定した水の供給に不可欠な挾間町取水場ポンプの修繕費703万5,000円を、原水及び浄水費の修繕費より配水及び給水費の修繕費へ充当するものと、水道料金システム（電算）のソフトを改良する委託料203万2,000円が主なもので、すべての補正に対し予備費で調整するものであります。

また、資本的収入については、企業債及び消火栓建設受託金を平成17年度事業費の決定により4,074万3,000円を減額するものであります。

資本的支出については、水道管網図管理システム委託料の入札による減額、合併時に残額予算を計上したための減額、浄水場用地未購入により用地購入費及び土地登記委託料を減額するものであり、すべて合わせて1億1,782万3,000円を減額するものであります。

担当課より詳細な説明を受け、審議の結果、原案可決といたします。

議案第59号平成18年度由布市一般会計予算について、審査の結果は原案可決でございます。経過及び理由、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ145億8,400万円とするもので

す。当委員会に関する案件について、担当課より詳細説明を受けました。

歳入の主なものとして、15款国庫支出金5目土木工事費国庫補助金、道路改良事業補助金2億27万3,000円については、道路改良事業（向原別府線、北方工区、2,750万円）、防衛民生安定事業（若杉線ほか1路線9,720万8,000円）、防衛障害防止事業（日出生台塚原線7,556万5,000円）で、歳出の主なものとして、8款土木費15節工事請負費3,000万円については、道路維持補修費各町1,000万円の計上であり、8款土木費2目道路新設改良費8,330万円については、16路線を設計管理（地質調査）測量設計等々を行うもので、15節工事請負費3億3,866万4,000円については向原別府線（北方、七蔵司ほか7路線）の工事を行うものであり、審議の結果、原案可決といたします。

なお、当委員会の意見といたしまして、でございますが、道路維持補修費の3,000万円については各町1,000万円の配分であり、緊急を要するものを優先とした予算措置であります。今後の維持補修に困難を来す旨の意見が出され、今後は各町の予算組みを十分配慮するよう意見を付しておきます。

ですが、市営住宅の家賃滞納金が多く見受けられますが、こうした諸問題については担当課が一丸となって取り組みを行うよう提言をいたします。

議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,416万円と定めるもので、歳出での18年度は施設維持管理に伴う費用が主なものであり、総務管理費9,942万8,000円の内訳として一般職員3名分の給料及び職員手当、共済費2,100万1,000円、水道量水器修繕に伴う需要費2,147万3,000円、水質検査や施設維持管理に伴う委託料1,865万6,000円、庄内地域の道路改良工事に伴う水道管布設がえ施設用地整備、水道量水器更新取替え工事請負費2,700万円、公債費として簡易水道事業債の借り入れ償還金1億2,173万円であります。

その財源の歳入の主なものは、水道加入負担金537万5,000円、水道使用料1億1,988万円、一般会計繰入金9,509万7,000円、繰越金300万円です。

審議の結果、原案可決といたします。

議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,649万7,000円と定めるものです。

この事業は現在も休止状態であります。各関係機関と十分な協議を行い、早急な対策を講じる

よう再度提言し、異議なく原案可決といたします。

議案第67号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ399万2,000円と定めるものです。

担当課より詳細な説明を受け、審議の結果、原案可決といたします。

議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算について、審査の結果は原案可決でございます。

経過及び理由、収益的収入、支出とも5億2,820万2,000円と定めるものです。

担当課より詳細な説明を受けまして、収益的収入については水道料金4億8,000万円、一般加入負担金1,696万5,000円、上水道一般会計補助金1,198万4,000円、簡易水道一般会計補助金1,769万6,000円が主なものです。

収益的支出の原水及び浄水費1億1,342万4,000円については、浄水場の管理に伴う人件費1,591万4,000円、水質検査委託料581万1,000円、浄水場汚泥処理委託料1,800万円、活性炭入れかえ委託料1,200万円、修繕費901万円、浄水場、取水場の電力料3,120万円、ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ソーダ等の薬品費859万円が主なものです。

また、配水及び給水費4,465万4,000円については、湯布院地区内の水道施設維持管理人の人件費321万4,000円、水道検針業務委託料669万5,000円、量水器老朽配水管の修繕費1,374万5,000円、各配水池の電力料510万円が主なものであり、慎重審議の結果、原案可決といたします。

以上で建設水道委員会の審査報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会に付託された事件は、3月9日午前10時、挟間庁舎の3階会議室で全員出席のもと審査をいたしました。審査の結果について、次のとおり報告します。

報告第1号2006年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類について、審査の結果は原案を承認すべきものと決定いたしました。

それについて、1つ、事業契約が2006年8月31日までになっている件は、由布市と財団の委託契約を、去る2月10日付で9月1日より指定管理者に管理を移行するため、委託期間を8月31日までとする事前通告が市長より財団法人理事長になされていました。

2点目、事業計画を説明する書類には、予定貸借対照表と資金計画等を含むことを財団に周知

すること。

3、陣屋の村に属する各施設を有効に結びつける集客動線が考えられていない、財団にそうした経営改善策を提出させること。

以上などを参考資料として議員に配付するよう要求するも、2006年度の財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類については、これを承認すべきものと決定しました。

次に、議案第10号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由について、本基金が都市近郊農業地域における農業用排水、農業用道路などの環境整備を目指しそのための調査研究を行い、地域の活性化を図ることを目的としていたが、基金を造成する財源もないことから基金条例を廃止し、その全額を用排水施設整備負担金、農道舗装償還金に充当する。

委員会としては、基金条例を廃止しても農村地域の環境整備のためには、挟間地域で行っていた用水路整備地元分担金制度を生かすなどして、基金の目的としていた事業については引き続き取り組んでいくことを指摘して、由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止については、これを可決すべきものと決定しました。

議案第26号由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定しました。

委員会は、条例文の一部用語の統一はされたものの、本会議の質疑で明らかになった関連条例の整合性、統一性が確保されるまで可決すべきでないという意見もあったが、次の会議以後順次改正していくことを条件に、由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定については賛成多数でこれを可決すべきものと決定いたしました。

以下、同様の指定管理者制度の案件については理由は同じであります。

議案第27号由布市長期滞在施設条例の制定について、これも審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

特に、この中で本会議の質疑で指摘された1996年度の山村振興等農林漁業特別対策事業の目的に沿っているかどうかについては、条例の第1条の設置目的にそれをうたっているので問題ないと確認いたしました。

また、議案第44号由布市農業施設条例の一部改正についてとの提出順番については、同一会期中につきこれも問題ないと確認いたしました。

委員会は、先ほど言ったように条例文の一部用語の統一はされたものの、本会議の質疑で明らかになった関連条例の整合性、統一性が確保されるまで可決すべきではないという意見もあったが、次の会議以後、順次改正していくことを条件に、この条例を賛成多数で可決すべきものと決

定いたしました。

議案第 28 号由布市庄内構造改善センター条例の制定については、審査の結果、原案を可決するものと決定いたしました。理由は同じであります。

議案第 29 号由布市庄内農産加工センター条例の制定について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。これも理由は同じでございます。

議案第 30 号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。これも理由は同じであります。

議案第 44 号由布市農業施設条例の一部改正について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。

この中で、特に指摘された、本会議で質疑の中で指摘された由布市石武農民研修センターを、過去の経緯から石武と光永の両自治区が集会所及び公民館施設として活用する意思かどうかが問題でした。その結果、確認した結果問題はないということで、委員会は先ほどの理由で賛成多数でこれを可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 59 号 2006 年度由布市一般会計予算について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。

それぞれ、経過及び理由の中で指摘された項目についてのみ報告いたします。

6 款 1 項 2 目の農業総務費で、湯布院地域の小組合長に農協と市役所で小組合長手当を支給するが、この特殊事情を継続するのかどうか、二つ目は、庄内地域だけ農業後継者就農奨励金を交付するのかと。

6 款 1 項 4 目畜産業費で、湯布院畜産センターにこれまで配置していた臨時職員の予算を計上しなければ運営が困難になると。

6 款 1 項 5 目農地費の中で、農林漁業金融公庫資金損失補償金については、土地の名義がそのまま市の税金で損失補償するのは納得いかないと。

6 款 2 項 1 目、これ欠番というのは私ですね。

6 款 2 項 3 目林道事業費では、林道そのものが文筆登記してないというのは、将来的に市道、あるいはほかの道路にするのに問題があるのではないかという指摘であります。

3 月 10 日午前 10 時から、湯布院庁舎 2 階会議室において商工総務費、商工観光費について審議をいたしました。

委員会は、3 月 9 日挟間庁舎 2 階会議室での農政課、3 月 10 日に湯布院庁舎での 2 階会議室での商工観光課からの各目の補足説明を受け、委員の疑問に答えてもらいました。その結果、以上言った指摘があり、それを理由に反対する意見もあったが、2006 年度由布市一般会計予算については、賛成多数で可決するものと決定をいたしました。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。

ここで休憩をします。14時、2時から再開します。

午後1時55分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。これより各議案の審議に入ります。

まず、日程第2、報告第1号平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第3、報告第2号挾間町土地開発公社及び庄内町土地開発公社の清算終了を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。本会議でお尋ねいたしましたけれども、挾間町土地開発公社と庄内町の土地開発公社の同じ清算事務で、事業のない庄内町の方が監査委員の報酬が高いという点については、委員会では別に問題にはなりませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員の質問にお答えいたします。そのことは、委員会では全く協議をしておりません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これより 討論を省略し、これより報告第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案

は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第1号）」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。本会議の質疑、あるいは一般質問でもしつこく言ったんですが、補正予算額について委員会で議論になったことはありませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 済いません。もう一度、今よくちょっと意味がわからなかったんですけども。

議員（8番 西郡 均君） いや、あろうことか由布市はこの補正予算の予算書を参考にしたんかわからんけども、補正額を補正予算額というふうに表記してるんですね。

補正予算額というのは、補正した結果の額、補正した総額を補正予算額というにもかかわらず、そういう言い方をしてもいいんだというような言い方を財政当局なんか答えとったんですけども、それが正しくないということは明らかであるにもかかわらず、委員会でそのことを全く議論もせず過ごしたのかなと。だから、訂正する様子が全くないんでね、そのことが気になったんで委員会でどのように議論したのかなということをお尋ねしただけです。はい。お願いします。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 私の報告の中に、補正予算額と入るとのことですか。

（発言する者あり）あ、予算書。（発言する者あり）それは、それはですね（発言する者あり）協議はしておりません。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかに、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し（発言する者あり）いいです、いいですか。はい。討論を省略し、これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止について、日程第8、議案第3号庄内町長寿敬老年金条例の廃止について、日程第9、議案第4号庄内町長寿祝金給付条例の廃止について、日程第10、議案第5号湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止についての4議案を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論、省略し、討論（発言する者あり）（笑声）討論の通告がありますので発言を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 挾間町敬老年金条例、庄内町長寿敬老年金条例、庄内町長寿祝金給付条例、湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止については、それぞれ違った制度の特徴について深く検討することもなく、また直接お年寄りの意見を聞くでもなくすべてなくしてしまい、喜寿、米寿、白寿に新しく新市で通用する商品券は支給するということですが、余りにも乱暴過ぎます。

対象者への説明もしないまま、合併したら金額も年齢も削ってしまったということになります。そういう点では、とても市民の納得は得られないというふうに考えますので、このそれぞれの議案については反対といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。 これで討論を終わります。

これより議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号までの4議案を一括採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号までの4議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 6 号挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について、日程第 1 2、議案第 7 号庄内町身体障害者年金条例の廃止について、日程第 1 3、議案第 8 号湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止についての 3 議案を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより（発言する者あり）討論の通告がありますので発言を許します。（笑声）まず、原案に反対者の発言を許します。8 番、西郡均君。

議員（8 番 西郡 均君） 挾間町身体障害者福祉年金条例、庄内町身体障害者年金条例、湯布院町障害福祉年金手当条例を廃止することについては、これも余りにも乱暴過ぎます。特に、挾間町の障害者は大幅な削減になります。こういうことに対して、対象者への説明もしないままこれ削るということについては断固反対であります。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号までの 3 議案を一括採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 23 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号までの 3 議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 4、議案第 1 0 号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第 1 0 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5、議案第 1 1 号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第12号由布市国民保護協議会条例の制定について並びに日程第17、議案第13号由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての2議案を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論がありますので発言を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。議員（8番 西郡 均君） 国民保護法に基づく由布市国民保護協議会条例、由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定は、国民保護の文言を使って国民を統制管理、動員する戦時立法であります。

アメリカのように、海外での武力攻撃を可能にする憲法の改悪とセットになった日本への威嚇に対処するためのこうした準備は、国際紛争を非武装で解決するとした憲法と相容れないものであります。軍事国家成立に手を貸すこうした悪法は、断じて許されないということで反対をいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第12号及び議案第13号の2議案を一括採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第12号及び議案第13号の2議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてから、日程第34、議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてまでの17議案について一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 議案第14号から議案第30号までの条例は、いずれも指定管理

者による管理を可能とする条例の制定でありますけれども、条例の体系、用語の解説、施設の定義など不十分なまま提案し、議会への報告事項など不明なままであります。このまま可決することは問題でありますので反対といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより各議案を採決します。まず、日程第18、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第15号由布市乙丸温泉館条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第16号由布市湯平温泉事務所条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第17号由布市乙丸地区公民館条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第18号由布市湯平ふれあいホール条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第19号由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第20号由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第21号由布市みことピア条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第22号由布市老人福祉施設条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第23号由布市湯布院福祉センター条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 8、議案第 2 4 号由布市老人福祉センター条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 9、議案第 2 5 号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 0、議案第 2 6 号由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 1、議案第 2 7 号由布市長期滞在施設条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 2、議案第 2 8 号由布市庄内構造改善センター条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第29号由布市庄内農産加工センター条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第32号由布市奨学金に関する条例の制定について及び日程第37、議案第33号由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定についての2議案を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。本会議の質疑の中で、規則を定めるということについては、執行部より訂正の文書が来ましてそれで納得はできたんですけども、それ以外に私は教育委員会の行政事務であるにもかかわらず、「市長は」が主語になっていることについておかしいのではないかという指摘をしました。それについては、委員会でどのように検討されたのかお答えしていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 西郡議員の質疑にお答えいたします。

確かに、「市長」という文言が2カ所ですか、奨学生がいずれの場合には申請の返還を猶予するとかいうことで市長の決断が出てきておりますけれども、最終的な判断というふうに委員会でも理解して、由布市奨学会に関する規則の中で大枠決定されると。それを最終的に市長が発令

する、そんな形の条例だというふうに理解して可決すべきというふうな結論を出しました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ちなみに、その規則をいただきました。しかし、特別職という文
言は出てくるんですけども、市長というのは一切出てこないんですね。整合性を持たせるために、
市長の権限としてこうだというのはきちっと定めるべきじゃないかというふうに私は思うんです
けども、御検討はいただけないでしょうか。

まあ不十分な点は、指定管理者制度もそうなんですけども、次回、次々回の定例会で改正しま
すというお約束だったんで、この件に関しても今後検討課題に加えていただくようにはしてい
ただけないでしょうか。委員長にお尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

検討課題というより既に我々では、これはピリオドを打ったというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第32号及び議案第33号を一括採決します。本案に対する委員
長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第32号及び議案第33号は原案の
とおり可決されました。

次に、日程第38、議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と
して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、
一般職を8級制、公安職を7級制にするというとんでもない差別を持ち込んだ給与体系になっ
ています。これは断じて認めるわけにはまいりません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第36号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第37号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第38号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 条例も後で出てくる予算も同じなんですけども、国民健康保険税条例の一部改正は挟間と庄内、湯布院にそれぞれ別の税金をかけるという、これもまた合併市とし

てはとんでもない条例の提案だというふうに考えます。したがって、こういうものは認められないということで反対いたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第39号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。私が本会議の質疑の中で、第3期介護保険事業計画については議員に配付するよというお願いは執行部にしたんですけども、委員会ではその資料は各委員に配付したのでしょうか。確認をいたします。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 申しわけございません。資料の（発言する者あり）まだ受けてない、まだもらってないですね。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今回の改正の基礎となる資料なんですね、それが。当然、議員諸氏に全員に配付して委員会でもそのことが根拠になっているわけですから、つぶさに検討して、それでいいのかどうかというのは判断すべきだったというふうに思います。そういうふうに、ただ、通ればいいんだ式の提案に対しては、やはり厳しく指摘をして反対といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第43、議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第41号由布市保健センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第42号由布市公民館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第43号由布市特別会計条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第44号由布市農業施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、議案第45号市道の路線認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第49、議案第46号事務の委託協議について「大分市」、日程第50、議案第47号事務の委託協議について「別府市」、日程第51、議案第48号事務の委託協議について「杵築市」、日程第52、議案第49号事務の委託協議について「九重町」までの4議案について一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号の4議案について一括採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号の4議案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。再開は14時50分再開します。

午後2時40分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第53、議案第57号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第54、議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第55、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。二宮英俊君。

議員（１１番 二宮 英俊君） 建設常任委員長にお尋ねしたいんですけども、審査の中の経過及び理由で８款の土木費、道路新設改良費８，３３０万円の内訳については１６路線の設計管理ということで計上されております。その内訳を見ますと、南部バイパス線という工事名が上がっているんですけども、どこを指しているのか。これは挟間地域のところと思うんですけども、この予算の厳しい中でこういうふうに早急に測量し、着工しなければいけないものかどうか、その辺が委員会で審議されたのかどうかお尋ねをしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

南部バイパスのお尋ねだろうと思いますけれども、こうした厳しい財政の中で、こうした事業をするのに委員会で協議をされたのかということですが、先ほども私が報告いたしましたように、十分な協議を重ねてまいりました。１６路線のうちのこの南部バイパス、これにつきましても、る皆さんと協議を重ねてまいりました。この南部バイパスと申しますのは、挟間の谷地区でございます、南部バイパス総延長 延長が３，０００メートル、幅員が８メートルで、谷地区におきましては県道を含めた幹線道路の整備が大変おこなわれているということで私も委員さんも皆さん認識をしております。大変おこなわれているというふうなことで１５年度に挟間町の都市計画のマスタープランにも議員御承知と思いますけれども、上げられている路線で２１０号線のバイパスとして渋滞等が緩和されて広域的な役割があり、これは早期に着工すべきと私も委員全員、全会一致にて原案可決というようなことでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。二宮英俊君。

議員（１１番 二宮 英俊君） ここの路線は健寿荘の前の路線だろうと思うんですけども、その先にある民間の企業が大きな広大な土地を持っているんですけども、もうずっと前に挟間町が簡易水道をするときに、やはり谷地域の方々の１戸８０万円ぐらいですか、負担金を求める中で、その開発業者にも将来開発をする場合、おたくにも助かるからどうかというお話をした経緯があります。そのときには、いや、そういうことは一切しませんということでそのときはそういう形で負担金を出しておりません。今度そのバイパスと言いますか、その路線ができることによってそれがまた民間の開発につながるのではないかなという危険性も私は思っているんですけども、それと、もう１点が、バイパスが本当に今必要なのかなと思いますし、将来は大分市の不燃置き場とか、処理場の方に通すための道路に兼ねるのではなからうかとか、そういうものがありますから、今すぐ計上するんじゃなくて、十二分に慎重審議しながらこれからの課題とした方が、今する必要はないんじゃないかと思うます。挟間町では平成１５年にそういう話があったと言いますけども、そういう話は私自身は聞いておりませんが、本来必要なということがあり

ますので、今後執行部側が実行する段階ですか、そういうときはまた委員会として十二分に検討していただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） もと挟間の議員さんが知らないということで我々も特にわからないんですが、当委員会で説明を受けたのが先ほど私が御返答した次第であります。ただ、その辺の件につきましては、中を言いますけども、とりあえず委員会で説明を受けたそれ以上のことは私としてはお答えを申し上げることはできませんけれども、210号の要するにバイパス、210号の渋滞を緩和したいというようなことで約3,000メートルの、8メートルの幅員、これを沿線的にはごみ焼却場あるいは不燃物処理場が大型車の通行も多くて沿線地区の利便性を考えたときに早期実現に向けて取り組むのが必要ではなからうかというような委員会の答えでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） もう一度、済みません。210号のバイパスということで3,000メートルで幅員が8メートルということなんですが、実際あれが開通しても210号線の解消には何もつながらないと思うんですよ。だから、本当に財政が厳しい中ですから、十二分に検討と言いますか、検証していただきたいなと思っております。答えは要りません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 観光経済常任委員長にお伺いいたします。6款1項4目の畜産業費ということで湯布院畜産センターにこれまで配置していた職員の予算を計上しなければ運営が困難になるというふうなこと委員長報告の中でされておりますが、こういった御説明が担当課からあったのか。困難になる放っておくと多分大変なことになるのではないかというふうに思いますので、その後の措置について、こういった指摘をされたのかについてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 現在、農協2名、町職員1名、臨時職員1名、4名の体制だったんですけども、新年度からは臨時職を置かないということで3人体制となると、通常3人がそれぞれ出かけて指導を行っているということなので、留守ができれば連絡等ができなくなるので運営が困難になるということでした。したがって、補正予算等の手もあるから、ぜひそういうことを検討するようにというこちらの方からお願いをして終わった次第であります。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2006年度の由布市一般会計予算については、合併前の約束とは大違いのうそつき合併を証明した予算となりました。素人でもわかる財政推計がなぜ合併事務局にわからなかったかとの一般質問でも指摘は合併協の委員から出されただけに私たちにとってはより深刻に受けとめるべき内容のものだったというふうに思います。ましてや住民にとってはとてもじゃないが許されないということになるんじゃないでしょうか。

2つ目は、合併すればサービスは高く、負担はより軽減するとまことしやかに前宣伝しましたがけれども、見事に住民の期待を裏切るその結果の予算となりました。

最後に、むだ使いと差別を助長する人権同和行政に執着し、必要もない人権同和对策予算は断じて認められません。考え方としても、今の由布市の人権同和に対する考え方、まるでなっていないと、まるで部落開放同盟の押し売りみたいなそういう考え方というのは私は許すことはできません。

以上の理由でこの予算には反対をいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。生野征平君。賛成討論してください。

議員（23番 生野 征平君） きょうは先ほどから反対討論ばかりが目立っております。したがって、平成この18年度当初予算については賛成の立場から少しだけ言わせてもらいたいと思います。

各常任委員会においても本当に慎重審議この18年度当初予算については審議されて可決されております。大変18年度予算については内容的にも厳しい予算と予想されますけれども、今後予算執行にあたってはこういうこと十分留意されて職員の方しっかりと予算執行していただきたいと思います。そういう意味を含めまして賛成の討論をさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 一般会計予算について反対の討論をいたします。私、総務委員会に所属しておりますので、委員長に対する討論にはなりませんので討論しないうもりでしたけれども、反対討論の理由として、先ほどの8番議員とは別に理由で反対をしますので、一言理由を述べておこうと思います。

一般会計予算、私は一般質問でも行いましたけれども、今回が唯一で最大の財政改革のチャンスであったものをこういう前年度踏襲型の予算組みをしたことでそのチャンスを逃してしまった

ということ、これは私は何よりも悔やまれることだと思います。勇気があれば一般質問でも言いましたけれども、骨格予算だけにしておいて財政改革を急ぐそのぐらいの気概を持っていただきたいという思いを持っております。市長は末期的がんではないとおっしゃいましたけれども、私は末期症状だと思っております。その意味でも警鐘を鳴らす意味でもこの一般会計予算には賛成できませんので反対いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第56、議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2006年度の由布市国民健康保険特別会計予算については、合併して同じ市民でありながら挟間、庄内、湯布院と異なる税金をかけることには反対であります。

2つ目は、国民健康保険税は前年の結果が明らかになってから当年度と来年度の推計をし、予算を立てます。当年度の推計と来年度の推計だけで予算を決めるというこうした暴挙は許されません。

3点目に、運営委員会の協議の様子なんですけども、多数が統一した税で様子を見るべきではないかと言ったにも係わらず事務局案に固執して運営協議会の意味がなさないようなそういう進行というのは私は困るということで反対といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は採決です。本案に対する委員

長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第57、議案第61号平成18年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第58、議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほどの条例を根拠にこの予算を立てるわけですから、条例に反対しているのでこの予算案にも反対をいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第59、議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第60、議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第61、議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第62、議案第66号平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 文教の委員長に質疑をいたします。

この予算1億4,878万8,000円ということで、今度繰り入れに対しまして一般会計より1億2,110万円ということで委員長の経過理由の中に介護予防に非常にこの施設は役立つということでありまして、今財政厳しい中、そういう多額の1億2,110万円という金が一般財源から繰り入れられるということでありまして、そこら辺委員会としてそういう繰り入れに対しての圧縮に対する何か意見があったかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 藤柴議員の質疑にお答えいたします。

確かに異常な負担を抱える健康温泉館の事業でございますが、介護保険のところでも非常にこの大きな特別会計の介護予算で給付を削減していく方法としてこちらの健康温泉館の事業による介護給付費削減を実現するように担当部局にも委員会の方から要求をいたしました。そして、今後その取り組みに力を入れて、今のところ、挾間や庄内という地域においては、まだまだ集客ができておらんということで職員一丸となってその広報に努めるという段階でございますので、これからも頑張らせていただくようにということで話を終えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第63、議案第67号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第64、議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 先ほどの議案第６３号の２００６年度由布市簡易水道事業特別会計予算についても態度表明で賛成はしなかったんですが、この２００６年度由布市水道事業会計予算は合併協議で決まっているとは言え、合併しても同じ市民でありながら挾間、庄内と湯布院によって異なる水道料をかけるということについては納得がいかないということで反対であります。議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第６８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２４名中起立２３名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

午後３時１５分休憩

.....
午後３時２５分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第６５．発議第１号

日程第６６．発議第２号

日程第６７．閉会中の継続審査・調査申出書

日程第６８．議員派遣の件について

議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日議員発議案として発議第１号、発議第２号の２議案及び各委員会から閉会中の継続審査、調査申し出書が提出されております。ついては、この３件並びに会議規則第１５９条の規定による議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第６５から第６８として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議員発議案２件、閉会中の継続審査、調査申し出書及び議員派遣の件についての計４件は追加日程第６５から第６８として議題とすることに決定いたしました。

まず、発議第１号大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小、廃止を求める意見書を議題として提出者に提案理由

の説明を求めます。19番、吉村幸治君。

日出生台演習場対策特別委員長（吉村 幸治君） 日出生台演習場対策特別委員会委員長の吉村でございます。本日の日程第1におきまして我々の委員会に付託を受けました陳情の3番、日出生台での米海兵隊の実弾砲撃訓練に関する陳情書、委員会の報告をいたす中で、皆さん方に御承認を賜りました。そうした中で、意見書の提出ということでございます。

発議第1号大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小、廃止を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。平成18年3月24日提出、提出者、由布市議会議員、吉村幸治、賛成者、由布市議会議員、三重野精二、同生野征平、同工藤安雄、同佐藤正、同西郡均、同溝口泰章、同久保博義。

提案理由、日出生台演習場の米軍使用に関する協定の遵守と米軍訓練の縮小、廃止を求めるため。由布市議会議員、後藤憲次殿。ということでございます。

意見書の内容でございます。読まさせていただきます。大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小、廃止を求める意見書、大分県の由布市、玖珠町、九重町にまたがる日出生台演習場では、1999年から米海兵隊による実弾砲撃訓練が実施されています。

今年1月20日から2月16日まで行われた同訓練では、過去最多となる570発もの激烈な砲撃訓練が実施されました。また、今回の実弾砲撃演習の初日となった1月30日の夜、守屋武昌防衛庁事務次官とティモシー・R・ラーセン在日米軍副司令官が別府のホテルにて、石川公一大分県副知事と地元3自治体の首長を招集し、今回演習場内での小銃、機関銃の実弾訓練の実施を申し入れました。これは明らかに米軍訓練の拡大です。しかし、この訓練拡大の要請は今に始まったものではなく、実は幾年も前から日本政府に対して求め続けてきたものであること、今後、他の移転地においても同様に訓練拡大を求めていくことも明言しています。

この米軍演習は日出生台で行われるにあたっては、97年10月に大分県、地元3自治体と福岡防衛施設局の間で日出生台演習場の米軍使用に関する協定が結ばれています。今回の米軍の要請はこの協定にも全くないものであり、断じて容認できません。

また、今回の訓練では、情報公開も大きく後退しました。これまでは1カ月前には公表されていた米軍の到着日時が今回は1週間前になるまで公表されませんでした。さらにこれまでは公表されていた外出に関する情報が関係自治体への通知以外は完全に非公開とされました。このように米軍訓練に関して、年々、非公開の範囲が拡大されていくことには大きな懸念を抱かざるを得ません。

これまでは、大分県、旧湯布院町、玖珠町、九重町として、日出生台の米軍訓練の縮小・廃止

については再三申し入れをしてきたところではありますが、由布市議会として下記のことを改めて国に求めます。

- 1、日出生台での米軍訓練は、日出生台演習場の米軍使用に関する協定を遵守すること。
- 2、訓練に関する情報の迅速かつ詳細な公表を徹底すること。
- 3、日出生台での米海兵隊実弾砲撃訓練は縮小、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年月日、大分県由布市議会議長後藤憲次。内閣総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官殿。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、発議第2号道路整備の財源確保に関する意見書を議題として提出者に提案理由の説明を求めます。13番、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、発議第2号道路整備の財源確保に関する意見書を朗読させていただきます。

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。平成18年3月24日提出、提出者、由布市議会議員、佐藤正、賛成者は、佐藤議員、工藤議員、吉村議員、利光議員、藤柴議員でございます。

提案理由でございますが、活力あるまちづくりのために、道路ネットワークの整備が地域の社会基盤整備に必要不可欠なため。由布市議会議長後藤憲次殿。

道路整備の財源確保に関する意見書、道路整備は各種産業の活動を円滑に進展させるだけでなく、市民、NPOなど地域に根ざした社会活動を積極的に後押ししてきたところです。特に昨年10月に3町が合併して新たな自治体としてスタートした由布市においては、地域住民のさまざまな思いを一つにすべく、活力あるまちづくり・むらづくりを推進しております。そのためには、市内を縦断する高速道路から住宅地を通る生活道路まで提携した道路ネットワークが地域に必要不可欠の社会基盤であり、市民生活の中核的な役割を担っています。

しかしながら、昨年12月に政府・与党により発表された「道路特定財源の見直しに関する基本方針」において、特定財源制度については一般財源化を図ることを前提とされております。道路整備がおこなわれている本市においては、道路特定財源が一般財源化された場合、受益者負担の基本理念が損なわれ、公平で安定性のある適切な負担制限が揺らぐだけでなく、計画的に整備されるべき道路ネットワークの構築が遅滞する恐れがあります。本市においても、平野部が少なく山間の各地域を結ぶ道路においては未改良区間が多く、真に必要な道路の整備が地域住民の切実な願いであります。

現在、見直し議論が本格化されていますが、今後も地方における道路財源を確保して道路整備に積極的に推進されるよう、地方の立場から強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成18年、大分県由布市議会議長後藤憲次。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより各議案の審議に入ります。

まず、日程第65、発議第1号大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小・廃止を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 委員長に質問しますが、この意見書の3番目に日出生台での米海兵隊実弾砲撃訓練の縮小、廃止とありますが、そもそも米海兵隊と言いましても在日沖縄の米海兵隊ということ私は認識しているんですが、この廃止ということにつながりますと、いわゆるまた沖縄の痛みを痛み分けをしようということでこれが始まったと私は認識しているんですが、それをまた沖縄にこの痛みを戻すという意味合いのことをちゃんと議論されたかどうか質問いたします。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

日出生台演習場対策特別委員長（吉村 幸治君） お答えいたします。

この陳情書そのものがやはり町村行政の預かる私たち議会の権限に属する事項かどうかというふうなことを考えましたときに、いわゆるこれを当初受け入れましたときに知事が表明したいいかんともしがたいというこの表現において今回訓練が回数を重ねてきたところでございます。私たちといたしましても、国の専管事項ということではございますけれども、やはり国の安全を考える前に、たとえ私たちの議会の及ばざるところであっても地域住民の安全をまず優先を考えて、最優先考えて私どもとしてはこうした意見書を出したわけでございます。当然、沖縄にもこれを戻すということではなくて、日本における米海兵隊の訓練の縮小を求めるということで委員の意見はそういう意見であったということでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第1号大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾砲撃訓練の拡大に反対し、同訓練情報の迅速かつ詳細な公表、同訓練の縮小・廃止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第66、発議第2号道路整備の財源確保に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 提出者にお尋ねいたします。さきの12月議会で道路特定財源に関する意見書を可決し、送付したところであります。同じところに送付したところでございます。今度の意見書を見ますと、上から7行目、しかしながら、昨年12月に政府・与党により発表された道路財源云々から下は前回の意見書とも重複するものであります。何をねらって ねらったと言っておかしいけども、こういうふうと同じ会期内に、年が変わればわかるんですけども、同じ会期内に同様の内容の意見書を重ねて送付するののかという理由が私にはよくわからないんですけども、明確な違いというものをどういうふうに位置づけてこれを提出したのかお尋ねいたします。少なくとも同一年度の同一の意見書を出すというのは普通ではあり得ないし、もちろん趣旨が中身が違ふということであればそれでいいのですが、もし同様の内容であるならば控えるべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

12月の全く同様の内容の趣旨でというようなお尋ねでございますけれども、委員会としましても同様の内容であっても、やはりこうしてお願いをしなきゃならないというようなことでございます。

また、当市においても、山間地の各地域を結ぶ道路の未改良区間が多くて必要な道路の整備は地域住民の切実な願いである。また、経済効果も大きくこうした声を上げることが我々地方議員の役割ではないかと、責務だというふうに我々は思っております。文言等も偏った前回と似たような文言でありましたけれども、こうした文言というよりも切実な願いの方が優先というふうに考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今委員長が答えられた内容はさきに提出した意見書の最初の方に出てくるんです。今言った部分については、山間部においては移動資産の云々かんぬんということとこういうふうに重複した意見書をいいものは何でもだしていいという性格のものじゃなくて、

市議会の権威が問われるというふうに私は思うんです。そういう点で前の方がより細かくて指摘して、項目も上げられているんです。今度のは雑なんです。言ってる内容が、そういう点ではむしろ前のが生きてて今度のはやっぱり出さない方がいいというふうに私は思うんですけれども、委員会ではどうして今わからなかったんですけど、いいものは何でも出した方がいいというんですけれども、前よりもより内容が細かく、より具体性のあるものなら私も賛同します。しかし、前より雑なものを後で意見書として出すというのはどうも理解できないんですけども、そこ辺はどういうふうに議論したんですか。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 委員会で議論いたしまして、これは私が文章を考案したものでありまして、今後こういう意見書を提出する際には議員の言われたような、もう少し変わったような文章にしたいと思っておりますので、以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。西郡均君、原案に反対する討論を許します。

議員（8番 西郡 均君） 趣旨は全く同じであります。12月議会に賛成して皆さんで意見書上げたとおりでございますけれども、同一の内容を重複して同じ年度内に何回も上げる、いいものは何度上げてもいいんだという論法でやるというのはちょっといささか見識を欠いているというふうに私は思います。そういう点で言えば、前の方がより細かくて、より内容も訴えるところがはっきりしているんです。今度の方が抽象的で項目もないんです。そういう点で言えば、こういうものを後で雑なものを上げるというのは私は賛成しかねます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第2号道路整備の財源確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第67、閉会中の継続審査、調査申出書の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第

104条の規定により閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第68、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本定例会は本日で閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

市長、閉会あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 平成18年第1回由布市議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日に開会いたしました本会議定例会におきまして、議員各位におかれましては本会議並びに各委員会を通じ多くの重要案件につきまして終始熱心に、しかも慎重に御審議を賜り、連日にわたる御心労、御苦勞に対し深く感謝と敬意を表する次第でございます。おかげをもちまして平成18年度一般会計など上程をいたしました全議案、報告案件2件、承認案件2件につきましても、議員各位の精力的な審議に加えましてさらに積極的な現地調査もいただく中で、それぞれ原案どおり可決、同意を賜りましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

私ども執行部といたしましては、今後における責任の重さをひしひしと感じているところでございます。少子高齢化が急速に進む中で、福祉、保健、産業、環境、教育等々各班にわたり重要な課題を抱えているなかでの由布市として初めての通年予算は三位一体改革という大波の中で大変厳しい予算編成となり、市としては1日も早く行財政改革を強力に推進していくことが必要だということを痛感をしているところで、私も決意を新たにしているところでございます。本会議

中、本会議並びに各委員会を通じまして、議員各位から種々賜りました貴重な御意見、そしてまた、御指導、御提言につきましては今後期待に添えるよう精一杯努力をしております。

また、新年度予算の執行にあたりましては、各種事業、施策におきましてでもできる限り反映させてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、いよいよ4月でございます。湯布院観光も春のシーズンを迎え、「風のハルカ」効果で昨年以上に多くの観光客で賑わうことを期待をしておりますとともに、農家にとりましては農繁期に入っております。また、新年度の行事もこれから大変多く活発になってまいります。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意をくださいませ、御活躍なされますよう御祈念申し上げまして第1回市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長より一言お礼を申し上げます。

平成18年度第1回定例会の閉会にあたり、お礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る3月2日開会以来、本日まで23日間にわたり一般会計145億8,400万円、特別会計あわせると約259億円余りの平成18年度予算をはじめ公の施設に指定管理者による管理を可能にする条例の整備など、由布市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により提案されましたすべての案件を議了することができます。これもひとえに議員各位の御協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、市長をはじめ執行部の各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき厚くお礼を申し上げます。今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後1年間の市政の執行に十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、今期定例会に寄せられました議員各位及び執行部の皆様の御協力に対し重ねて厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、健康に留意されまします御活躍を御祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これをもちまして、平成18年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

ちょっとしばらくお待ちください。

今3月末をもって勇退されます4名の方々のごあいさつを受けます。

市長（首藤 奉文君） このたび3月をもちまして定年退職並びに諸般の事情で退職される部・課長、ただ今4名でございますけれども、皆さんにごあいさつをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

総務部長（三ヶ尻隼人君） それでは、ごあいさつを申し上げます。

私ども、課長以上4名でございますが、実は3月末であと2名の職員合計で6名が退職をいた

します。貴重な時間でございますが、この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。

まず、私でございますが、昭和43年に挾間町役場に入りまして、それ以来37年間大変お世話になりました。特に挾間出身の議員の皆様には長い間おつき合い願いましたし、ほかの議員さんにおきましては、半年という間でございますが、いろいろ御指導いただきましてありがとうございました。私は37年間住民の皆さんといろいろ要望等ございますが、本当に親身になってどうしたらいいかということ真剣に考えてきたつもりでございますが、いろんな予算の関係等でなかなか思いどおりのことができませんでした。合併いたしましてからも、いろんな事務調整やそういうことで課せられた課題があったわけでございますが、何一つできなかったなということ反省をいたしてございます。今後はまだまだいろいろ合併後の事務調整等でまたやらなければいけないことがあるんじゃないかなと思いつつながら退職するわけでございます。かなり農業もしておりますので、今まで駆け足でやった農業を畦をゆっくり歩きながらできればそちらの方に頑張りたいと思っております。議員の皆様におかれましては、御健康に留意されましますます御活躍、御発展を祈念いたしまして退職にあたりましてのお礼のごあいさつといたします。大変長い間お世話になりました。

収納課長（田中 萬藏君） 収納課長の田中です。大変お世話になりました。私は昭和41年の大分国体のときに電気の技術屋として奉職をして、8年間ほど技術屋をやりました。それから、事務職になって今日までやってまいりました。主に観光畑が長く映画祭、音楽祭等を携わってまいりました。最後はお金を取れということで収納課でしたけども、1年間に3回引き続き書を書くということは非常にきつうございます。お金のない由布市ですけど、大分川、そして、国道210号というふうな形でつながっておりますので、やはり国道、今の時期でしたら菜の花、秋にはコスモスが咲くとか、木で由布市を飾るとか、何かそのような夢のあるまちづくりを議員の先生方をお願いしたいなという気持ちを持っております。

それから、私が3町関わり合ったのは、介護保険の導入のときに福祉課長をしております、関わりをしましてそれぞれ課長さん方知り合いになりましたけど、もうほとんどの課長さんがいないというふうな状況でございます。いろいろ思いがありますけども、お金のないときはお互いに知恵を出してまちづくりにみんな邁進したいということで既に自治委員も決まっておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。意は尽きませんが、39年間ここまで育ていただきました議員さんに心よりお礼を申し上げ、これから議員さんの御健康と御活躍を祈念申し上げまして意は尽きませんが、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

人権・同和対策課長（岩尾 豊文君） 人権・同和対策課の岩尾です。さきにごあいさつされましたお二人は見事定年まで勤め上げられての退職でございます。本当におめでたいことだと思います。私の方は実は自己都合によりましての中途退職ということで大変恐縮しております。

29年と11カ月の勤務でございましたけど、その中で、約20年間生涯教育に携わってまいりました。この由布市の中にはいろんな喜び、悲しみ、苦しみ、楽しみの中でさまざまな人が生きておられるわけですが、その中であって、人々の学ぶ喜び、生きる希望に満ちたそういう生活を支えていく生涯学習の仕事ができたということは今思いますと、私の中で一番公務員としての仕事では本当に幸せなことであったと思います。これからは、地域に帰りまして一市民としてこれからの由布市の発展に私でできることがあれば寄与していきたいと考えております。そのような意味では、まだ合併して半年しかない間もない時期に退職をさせていただくことについては、非常に私自身気持ちが残るものがございますけども、今後はそういったことも含めましてひとつ議員さん方、また、職員の皆様方には頑張っていたきたいと思っております。大変お育ていただきましてありがとうございました。

防災危機管理室長（柚野 邦裕君） 防災危機管理室の柚野と申します。私も奉職挾間町にして以来36年余りをさせていただきました。一番長かったのは特に農業関係が一番長かったと思っております。私もちょっとあとまだ2年あるんですけど、体病気のため、療養したいと思っておりますので、早目に2年前にやめさせていただきます。地元におりましては一市民として地区の方に少しでも協力できたらと思っております。議員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） じゃあ、これで散会します。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員